

目 次

第1号（3月5日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
事務局職員出席者	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	4
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
承認第1号 令和7年度津奈木町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求 めることについて	7
承認第2号 令和7年度津奈木町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求 めることについて	8
議案第1号 令和7年度津奈木町一般会計補正予算（第6号）	9
議案第2号 令和7年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	2 3
議案第3号 令和7年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）	2 5
議案第4号 令和7年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	2 5
議案第5号 令和7年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算（第2号）	2 6
議案第6号 津奈木町議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関 する条例の一部改正について	2 7
議案第7号 津奈木町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	2 7
議案第8号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	2 7
議案第9号 津奈木町国民健康保険税条例の一部改正について	2 7
議案第10号 津奈木町放課後児童クラブ条例の一部改正について	2 7
議案第11号 つなぎ暮らしお試し住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	2 7

議案第12号	津奈木町漁港管理条例の一部改正について	27
議案第13号	令和8年度津奈木町一般会計予算	27
議案第14号	令和8年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算	27
議案第15号	令和8年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算	27
議案第16号	令和8年度津奈木町介護保険事業特別会計予算	28
議案第17号	令和8年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算	28
議案第18号	令和8年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算	28
議案第19号	令和8年度津奈木町簡易水道事業会計予算	28
議案第20号	津奈木町過疎地域持続的発展計画の制定について	33
議案第21号	財産の無償譲渡について	34
議案第22号	工事請負変更契約の締結について	35
散 会		36

第2号（3月13日）

議事日程		37
本日の会議に付した事件		37
出席議員		37
欠席議員		37
事務局職員出席者		37
説明のため出席した者の職氏名		37
開 議		41
一般質問		41
3番 大川 貴哉君		41
5番 宮嶋 弘行君		47
6番 本山 真吾君		59
4番 新立 啓介君		72
散 会		76

第3号（3月19日）

議事日程		77
本日の会議に付した事件		77
出席議員		78

欠席議員	7 8
事務局職員出席者	7 8
説明のため出席した者の職氏名	7 9
開 議	7 9
議案第 6 号 津奈木町議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について	7 9
議案第 7 号 津奈木町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	7 9
議案第 8 号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	7 9
議案第 9 号 津奈木町国民健康保険税条例の一部改正について	7 9
議案第10号 津奈木町放課後児童クラブ条例の一部改正について	7 9
議案第11号 つなぎ暮らしお試し住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について.....	7 9
議案第12号 津奈木町漁港管理条例の一部改正について	7 9
議案第13号 令和 8 年度津奈木町一般会計予算	7 9
議案第14号 令和 8 年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算	7 9
議案第15号 令和 8 年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算	7 9
議案第16号 令和 8 年度津奈木町介護保険事業特別会計予算	7 9
議案第17号 令和 8 年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算	7 9
議案第18号 令和 8 年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算	7 9
議案第19号 令和 8 年度津奈木町簡易水道事業会計予算	7 9
議員派遣の件	9 6
議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	9 6
総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件	9 6
教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件	9 6
発議第 1 号 津奈木町議会議員定数条例の一部改正について	9 7
閉 会	9 8
終 了	1 0 0
署 名	1 0 1

津奈木町告示第6号

令和8年第1回津奈木町議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年2月10日

津奈木町長 山田 豊隆

- 1 期 日 令和8年3月5日
 - 2 場 所 津奈木町議会本会議場
-

○開会日に応招した議員

林田 廣美君	平野 和信君
大川 貴哉君	新立 啓介君
宮嶋 弘行君	本山 真吾君
澤井 静代君	久村 昌司君
川野 雄一君	柳迫 好則君

○3月13日に応招した議員

○3月19日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和8年 第1回(定例)津奈木町議会会議録(第1日)

令和8年3月5日(木曜日)

議事日程(第1号)

令和8年3月5日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第1号 令和7年度津奈木町一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第5 承認第2号 令和7年度津奈木町一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第6 議案第1号 令和7年度津奈木町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第7 議案第2号 令和7年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第8 議案第3号 令和7年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第4号 令和7年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第5号 令和7年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第6号 津奈木町議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に
関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第7号 津奈木町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第8号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第9号 津奈木町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第15 議案第10号 津奈木町放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 日程第16 議案第11号 つなぎ暮らしお試し住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正につ
いて
- 日程第17 議案第12号 津奈木町漁港管理条例の一部改正について
- 日程第18 議案第13号 令和8年度津奈木町一般会計予算
- 日程第19 議案第14号 令和8年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第20 議案第15号 令和8年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第21 議案第16号 令和8年度津奈木町介護保険事業特別会計予算
- 日程第22 議案第17号 令和8年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算

- 日程第23 議案第18号 令和8年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算
日程第24 議案第19号 令和8年度津奈木町簡易水道事業会計予算
日程第25 議案第20号 津奈木町過疎地域持続的発展計画の制定について
日程第26 議案第21号 財産の無償譲渡について
日程第27 議案第22号 工事請負変更契約の締結について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 承認第1号 令和7年度津奈木町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を
求めることについて
日程第5 承認第2号 令和7年度津奈木町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を
求めることについて
日程第6 議案第1号 令和7年度津奈木町一般会計補正予算（第6号）
日程第7 議案第2号 令和7年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第8 議案第3号 令和7年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
日程第9 議案第4号 令和7年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第10 議案第5号 令和7年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算（第2号）
日程第11 議案第6号 津奈木町議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に
関する条例の一部改正について
日程第12 議案第7号 津奈木町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第13 議案第8号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第14 議案第9号 津奈木町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第15 議案第10号 津奈木町放課後児童クラブ条例の一部改正について
日程第16 議案第11号 つなぎ暮らしお試し住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正につ
いて
日程第17 議案第12号 津奈木町漁港管理条例の一部改正について
日程第18 議案第13号 令和8年度津奈木町一般会計予算
日程第19 議案第14号 令和8年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算
日程第20 議案第15号 令和8年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第21 議案第16号 令和8年度津奈木町介護保険事業特別会計予算

- 日程第22 議案第17号 令和8年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算
日程第23 議案第18号 令和8年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算
日程第24 議案第19号 令和8年度津奈木町簡易水道事業会計予算
日程第25 議案第20号 津奈木町過疎地域持続的発展計画の制定について
日程第26 議案第21号 財産の無償譲渡について
日程第27 議案第22号 工事請負変更契約の締結について

出席議員（10名）

1番	林田 廣美君	2番	平野 和信君
3番	大川 貴哉君	4番	新立 啓介君
5番	宮嶋 弘行君	6番	本山 真吾君
7番	澤井 静代君	8番	久村 昌司君
9番	川野 雄一君	10番	柳迫 好則君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 豊田 博文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 豊隆君	副町長	林田 三洋君
教育長	濱田 良彦君	総務課長	下川 秀美君
政策企画課長	荒川 隆広君	農林水産課長	坂本 輝一君
建設課長	諫山 吉光君	建設課政策審議員	濱田 稔浩君
住民課長	葦浦 祐一君	ほけん福祉課長	山下 浩一君
会計課長	岡松 辰哉君	教育課長	永松 伸也君

午前10時00分開会

○議長（柳迫 好則君） ただいまから令和8年第1回津奈木町議会定例会を開会致します。

第1回定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、議員各位には、公私ともに御多忙の中、御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

本定例会は、令和8年度当初予算をはじめ、令和7年度補正予算のほか、条例の制定並びに一部改正など、多くの議案が上程されており、これらを審議する重要な会議であります。諸議案は多種多様にわたっていることから、会期も長期間予定されております。

昨年は、つなぎ温泉ホテル四季彩がリニューアルオープンし、つなぎ百貨堂とそれぞれの経営も民間に移り、今後の展開が期待されます。また、南九州西回り自動車道の水俣市と出水市を結ぶ区間の開通が2028年度中になることを金子大臣が明らかにしました。これも町の観光振興に追い風となることを期待します。

このような中、第10期振興計画を踏まえた新年度予算に係る施政方針等については、後ほど町長から詳しい説明があると思われませんが、議会と致しましては、さらなる検討を加え、町民の切望する諸施策を町政運営に反映すべく十分な審議を重ね、よりよい政策の実現につなげていきたいと考えます。

議員各位におかれましては、季節の変わり目で寒暖差も大きく、加えて長期間の会期となりますので、体調管理に御配慮いただき、適正・妥当な議決になりますようお願い申し上げ、開会の御挨拶と致します。

ここで、町長から発言の申出がっておりますので、これを許します。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

本日、令和8年第1回津奈木町議会定例会を招集致しましたところ、議員の皆様方におかれましては、全員お元気にて本定例会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

本年最初の定例会ということで、町が躍進する議会となるよう、精一杯努めてまいりたいと思います。

さて、アメリカ、トランプ大統領が、国防への正当性を主張し、イランへの攻撃を行いました。米軍はさらに、大規模攻撃の準備に入っており、イランの核施設や弾道ミサイル施設、海軍戦力そのものを壊滅する展開を図るようです。これにより、新たな中東危機が勃発し、イランはエネルギー輸送の大動脈であるホルムズ海峡の封鎖を表明しました。

原油輸入の9割を中東に依存している日本にとっての打撃は非常に大きく、さらなる物価高騰の引き金になる事態となるようです。

日本政府は、中東以外からの調達を図りつつ、備蓄燃料の計画的放出を行うなど、安定供給に最善を尽くしていただき、国民生活に影響が及ばないよう取り組んでいただきたいというふうに思います。

さて、ようやく寒い季節も終わりを告げたようで、梅の花が咲き、桜のつぼみもだいぶ膨らん

でまいりました。月末行われます、つなぎ桜まつり及び新酒まつりには、満開の桜が町を彩ってくれることと思います。

後の施政方針でも詳しく申し述べますが、本定例会に上程致しました案件は、令和8年度当初予算をはじめ、条例改正等、非常に重要な案件でございます。長い期間になると思いますが、十分なる御審議をお願い申し上げまして、御挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（柳迫 好則君） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（柳迫 好則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、4番、新立啓介君、5番、宮嶋弘行君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（柳迫 好則君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、さきに開催されました議会運営委員会において、本日から3月19日までの15日間との答申をいただいております。よって、本日から3月19日までの15日間と致したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月19日までの15日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（柳迫 好則君） 日程第3、諸般の報告を行います。

12月10日から12日まで3日間、第4回定例会を開催。

12月17日、水俣芦北広域行政事務組合議会定例会が水俣芦北広域行政事務組合講堂で開催され、議長、副議長出席。

2月6日、熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会が熊本市町村自治会館で開催され、議長出席。

2月16日、南小国町議会を視察、9名の議員が参加。

2月19日、議会全員協議会を開催。

2月20日、熊本県町村議会議長会定期総会が、熊本テルサで開催され、議長出席。

2月26日、議会運営委員会を開催。

また、代表監査委員より、1月から2月に実施されました例月出納検査の結果報告がっております。

以上で、諸般の報告を終わります。

**日程第4. 承認第1号 令和7年度津奈木町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認
を求めることについて**

○議長（柳迫 好則君） 日程第4、承認第1号令和7年度津奈木町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提出理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 承認第1号令和7年度津奈木町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

この補正予算は、物価高経済対策で、子育て応援手当給付事業実施について補正を行っております。

歳出では、民生費の児童措置費で、物価高対応子育て応援手当給付事業に係る各項目を計上致しております。

歳入では、国庫支出金の民生費国庫補助金で、物価高対応子育て応援手当支給事業補助金を計上致しております。

歳入歳出補正総額は1,180万円の追加で、予算の総額を歳入歳出それぞれ50億4,800万円と致しております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳迫 好則君） 提出理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入、歳出一括して行います。歳入6ページ、歳出7ページです。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号令和7年度津奈木町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

日程第5. 承認第2号 令和7年度津奈木町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長（柳迫 好則君） 日程第5、承認第2号令和7年度津奈木町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提出理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 承認第2号令和7年度津奈木町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

この補正予算は、衆議院議員総選挙等に要する経費について補正を行っております。

歳出では、総務費の選挙執行費で、衆議院議員総選挙等の事業に係る各項目を計上致しております。

歳入では、国庫支出金の総務費国庫委託金で、衆議院議員選挙費委託金を計上致しております。

歳入歳出補正総額は840万円の追加で、予算の総額を歳入歳出それぞれ50億5,640万円と致しております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳迫 好則君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入、歳出一括して行います。歳入6ページ、歳出7ページです。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号令和7年度津奈木町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は承認することに決定し

ました。

日程第6. 議案第1号 令和7年度津奈木町一般会計補正予算（第6号）

○議長（柳迫 好則君） 日程第6、議案第1号令和7年度津奈木町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第1号令和7年度津奈木町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、各項目において、歳出では各事業を実績または決算見込みで、歳入では、交付決定または決算見込みにより減額致しております。

歳出の主なものから御説明致します。

総務費の総務管理費では、社会保障・税番号制度システム改修委託料を法改正により増額、財産管理費では、各基金積立金を決算見込みにより増額し、企画費では、令和7年8月豪雨で被災した肥薩おれんじ鉄道への支援として災害復旧事業費補助金を計上、地域振興費では、ふるさと納税推進事業の諸使用料を決算見込みにより増額し、観光客と地元民の社交場の創造による地域活性化事業として、地域経済循環創造事業補助金を計上致しております。

民生費の児童福祉総務費では、障害児保育事業補助金を決算見込みにより増額致しております。

農林水産業費の林業振興費では、森林管理業務委託料を決算見込みにより増額し、木材加工流通施設等整備として、林業・木材産業生産性強化対策事業補助金を計上致しております。

土木費の橋梁維持費では、町道浜線岩城橋架替設計業務委託料を、地質条件の変更に伴い、増額致しております。

教育費の体育施設費は、総合グラウンドAコートのLED照明設備更新に係る費用を計上致しております。

歳入について御説明申し上げます。

地方交付税の普通交付税は、交付決定により増額致しております。

使用料及び手数料の土木使用料は、定住促進住宅使用料を決算見込みにより増額致しております。

国庫出資金の総務費国庫補助金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金及び地域経済循環創造事業交付金を計上致しております。

県支出金の総務費県補助金では、過年度水保・芦北地域重点施策課題解決推進事業起債償還費補助金を計上し、農林水産業費県補助金では、林業・木材産業生産性強化対策事業補助金を計上、教育費県補助金では、環境首都水保・芦北地域創造事業補助金を計上致しております。

財産収入の利子及び配当金は、各基金利子を決算見込みにより増額し、生産物売払収入では、町有林立木売払収入を決算見込みにより増額致しております。

寄附金は、ふるさと納税寄附金を決算見込みにより増額致しております。

諸収入の雑入では、地域商社推進協議会負担金返還金及び前年度水俣芦北広域行政事務組合負担金精算返還金を計上致しております。

第2表の繰越明許費は、社会保障・税番号制度システム改修事業など22事業で、年度内完了ができませんので、令和8年度へ繰り越すものでございます。

第3表の債務負担行為補正は、庁舎守衛業務委託事業など2事業で、年度内に契約を行うため追加するものでございます。

歳入歳出補正総額は8,970万円の増額で、予算の総額を歳入歳出それぞれ51億4,610万円と致しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳迫 好則君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入は10ページから13ページ、歳出は14ページから24ページです。

歳出から質疑を行います。14ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 15ページ。4番、新立啓介君。

○議員（4番 新立 啓介君） 4番、新立です。企画費の中で報償費、マイナスの328万4,000円、12の委託料794万5,000円、18の負担金補助及び補助金でマイナスの393万7,000円、合計の1,516万6,000円計上してあります。これは、移住定住促進対策事業関連と思われませんが、当初予算では6,645万6,000円計上してありました。約4分の1の減額となっておりますけれども、事業の目的は十分達成されたのか、お伺い致します。

○議長（柳迫 好則君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。

まず、企画費のほうで減額をしております報償費それから委託料、負担金等ですけれども、大きくは地域おこし協力隊の報酬、委託料になります。

まず、報償費ですけれども、こちら地域おこし協力隊のインターン及びお試しの地域おこし協力隊の報酬になりますけれども、今年は海渡りの時期にですね、学生のインターンを募集するわけですけれども、今年は海渡りの時期が10月になってしまいましたことから、ちょうど夏季休暇の時期を外れたということで、インターンの参加が3人で、延べ68日しか活動ができなかったということで減額になっております。

また、地域おこし協力隊も10名の体制で行っていくということで、当初予算、募集もかけておりますけれども、実際、募集に手が挙がりましてのが4名でございまして、現在の活動員は9名ということになっておりまして、1名、活動採用になっておりません。

また、採用しました時期もそれぞれに4月ではなくて、10月でしたり11月でしたり、後半に採用した職員もおりますので、その分が執行残が生じてしまったということでございます。活動助成金もそれに伴いまして、大きく減額になっております。

10名の体制で運用していくということに対しまして、1名ほど、今の現状、足りてはおりませんけれども、今後、募集も令和8年度に向けても行っておりますし、地域課題を解決していただくように協力隊も町に住んでいただいて活動しておりますので、少し目標には達しておりませんが、さらに続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 16ページ。6番、本山真吾君。

○議員（6番 本山 真吾君） 一番上から2行目の地域経済循環創造事業補助金の2,500万円について内容を教えてください。

○議長（柳迫 好則君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。

昨年12月に本事業の補助金の申請がございまして、今回必要な予算を確保するものです。申請がありました事業は、国道3号線沿いの鎧ヶ崎のところに残っております旧ドライブイン跡地をリノベーションしまして、観光客と地域住民の社交の場として、地域資源を活用した新たな交流拠点を設けるというものでございます。

実施主体は水俣市の事業者でございまして、総事業費は5,000万円になります。事業者がまず、銀行等から半分の2,500万円は融資を受け、あと、残りの半分を国と町が補助金で支援するというものになります。

補助金額のうち、補助率の4分の3に当たります1,875万円、これは歳入のほうに計上しておりますけれども、国のほうから交付金で入ってまいります。残り625万円が町の負担となるわけでございますが、さらに、その町の負担の半分は特別交付税での措置ということになっておる事業でございます。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 8番、久村昌司君。

○議員（8番 久村 昌司君） 8番、久村です。今の説明を受けて、ドライブインのほうを利用するということですが、その建物自体が結構、かなり古いと思っておりますけど、その耐震とかは大丈夫なんでしょうか。

○議長（柳迫 好則君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） 一応、旧耐震基準の施設にはなりますけれども、設計事務所のほうからは、確認して問題ないという回答を得ているということでございます。

ただ、アスベスト等ですね、検出がされましたので、飛散防止等を講じて工事は進めるということでございます。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 8番、久村昌司君。

○議員（8番 久村 昌司君） 引き続き、質問したいと。

アスベストが出たということで、金額的にはこの金額で収まるのかなと心配に、結構かなりの費用がかかってくるんじゃないかと思えますけど、いかがですか。

○議員（4番 新立 啓介君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） 町の予算補助要綱としましては、5,000万円を補助上限としておりますので、これ以上の費用が出た場合には、事業者負担ということで考えております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 17ページ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 18ページ。4番、新立啓介君。

○議員（4番 新立 啓介君） 児童福祉総務費の7番、報償費、出生祝い金についてお伺いします。

今回マイナスの120万円出ておりますけれども、当初予算では、第1子が7人で70万円、第2子、6人で120万円、第3子以降、7人の210万円、20人を予定してあったわけですが、令和7年度の出生数は何人だったのか、お伺い致します。

○議長（柳迫 好則君） ほけん福祉課長、山下浩一君。

○ほけん福祉課長（山下 浩一君） お答え致します。

今、議員から説明がございましたとおり、当初予定としまして20名を見込んで予算を計上させていただいておりましたが、実数としましては、今年度の見込数で14名になります。その内訳としまして、第1子で3名、第2子で8名、第3子以上で3名となります。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 7番、澤井静代君。

○議員（7番 澤井 静代君） 7番、沢井です。同じく、児童福祉総務費の負担金補助及び交付金で、障害児保育事業補助金が221万1,000円計上されていますが、この内容の説明をお願い致します。

○議長（柳迫 好則君） ほけん福祉課長、山下浩一君。

○ほけん福祉課長（山下 浩一君） お答え致します。

この障害児保育事業給付金につきましては、今回、増額理由としまして、特別児童扶養手当に該当する児童や、あと、障害児サービスの新規利用開始児童が増加したことによりまして、今回、この補助対象児童が増加したことで予算不足となりまして、増額とさせていただきます。

当初の対象者としましては、もともと48名で見込んで予算計上しておりましたが、実績としまして101名ということで、サービス利用児童がほぼ倍増している状況でございます。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 3番、大川貴哉君。

○議員（3番 大川 貴哉君） 3番、大川です。私立保育所等運営委託費なんですけども、2,700万円の減ということなんですけども、これの説明をお願いします。

○議長（柳迫 好則君） ほけん福祉課長、山下浩一君。

○ほけん福祉課長（山下 浩一君） お答え致します。

予算編成当初見込みとしましては、120名を見込んでおりまして、実績としましては108名ということで、そもそもの保育所利用の園児の数が少なかったことと、また、あわせて、この中でも、特にゼロ歳児であったり、ゼロ歳児、1歳児等につきましては、保育料の利用単価が高いところなんですけど、そのうちの1歳児、2歳児の人数が当初見込みが33人でしたが、25人ということで、約10名程度少なかったりということで、その辺のところの理由で今回減額をしております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 3番、大川貴哉君。

○議員（3番 大川 貴哉君） 今回2,700万円減なんですけども、去年の3月の補正で2,600万円減でした。やっぱり、こういったものというのは、毎年、高額な予算を組まないといけないものなのかということをお聞きしたいです。

○議長（柳迫 好則君） ほけん福祉課長、山下浩一君。

○ほけん福祉課長（山下 浩一君） 予算につきましては、現状の実績に応じたところを根拠として計上させていただいておりますが、御指摘のとおり、予算的にこういう状況になるようなところは、今後もまた検討させていただいて、必要に応じた予算計上をさせていただきたいと思っております。

○議長（柳迫 好則君） 5番、宮嶋弘行君。

○議員（5番 宮嶋 弘行君） 5番、宮嶋です。これ、塵芥処理の中の売捌ごみ袋ですね。これ、減になっている内容を、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） 住民課長、葦浦祐一君。

○住民課長（葦浦 祐一君） お答えします。

売捌用のごみ袋につきまして、148万2,000円減額となっておりますが、当初ですね、2回の生ごみ袋について、2回の購入、ワンロット3万5,000枚の2回分を予定しておりましたけれども、これが1回で済んだということで減額となっております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） それでは、20ページ。4番、新立啓介君。

○議員（4番 新立 啓介君） 20ページ、林業振興費の委託料で、森林管理業務委託料202万9,000円、同じく、森林整備事業委託料、マイナスの202万9,000円、多分、予算の組替えかと思えますけれども、昨年と同じような提案がされておりました。2年連続ですけれども、組替えの理由は何なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） お答えを致します。

昨年もですね、同じような組替えをしておりましたけれども、森林管理業務委託につきましては、森林の現地調査を行う作業としております。

それと、森林整備事業委託料につきましては、除間伐等の間伐の実施をする事業ということで計画をしております。

この中でですね、森林管理業務委託につきましては、調査箇所がですね、思ったよりもかなり増えて実施することができる見込みになりましたので、その分を増加して、森林整備事業については、今現在、面的なまとまりである一定程度できておりますので、その分のやつで調整をするということで、今年度は増と減で組替えを行っております。

以上になります。

○議長（柳迫 好則君） 7番、澤井静代君。

○議員（7番 澤井 静代君） 農業振興費の負担金補助及び交付金で、経営発展支援事業補助金が791万2,000円減額となっておりますが、この減額になった理由と、8年度にまた実施をされる予定があるのか、お伺いを致します。

○議長（柳迫 好則君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） お答えを致します。

経営発展支援事業補助金につきましてはですね、当初予算では、3名で計画をしておりました。実績としてですね、1名のみの実績でありましたので、減額になっております。一応2名の方に

ついてもですね、いろいろお話は聞いたんですけども、今年度については、1名の方はもう購入しないと。もう1名の方は8年度に回したところで計画をしたいということで上がってきましたので、その分で調整をかけております。

以上になります。

○議長（柳迫 好則君） 6番、本山真吾君。

○議員（6番 本山 真吾君） 6番、本山です。農業費の中でですね、6番の農地費の中で、中山間地域直接支払制度事業補助金が157万7,000円減額になっておりますが、なぜ減額になったのかをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） お答えを致します。

令和2年度から令和6年度まで第5期計画が一応終了をしております。今年度につきましては、第6期計画ということで、7年度から11年度までの協定を行ったところですね、面積的に、集落的には1集落ですけども、これは、2つの集落が1つにまとまったところがありますけれども、面積的に約13ヘクタール、事業交付額として150万円ほど減ってきたもので、その分で減額となっております。

○議長（柳迫 好則君） 6番、本山真吾君。

○議員（6番 本山 真吾君） 6番、本山です。さっきの話はいいとしてですね、別に林業振興費の中で7,292万7,000円、林業・木材産業生産性強化対策事業補助金とありますが、結構高額なんですけど、この内容について、まず教えてください。

○議長（柳迫 好則君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） お答えを致します。

民間事業者が原木の自動選木機を導入したいというふうな要望がありまして、これの国、県の補助事業を使ったところで、今計画をしております。

当初の段階としては、平成8年度で実施要望を上げておりましたけれども、国の7年度の本年度の補正でですね、措置される見込みになりましたので、今回補正を上げております。

以上になります。

○議長（柳迫 好則君） 6番、本山真吾君。

○議員（6番 本山 真吾君） 補助金なんですけれども、これは、いわゆるトンネルみたいな形になっているんですかね。

○議長（柳迫 好則君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） 国、県のトンネル補助金になります。

○議長（柳迫 好則君） 6番、本山真吾君。

○議員（6番 本山 真吾君） 遡って16ページに地域経済循環創造事業補助金、この場合には、民間とあれで一緒ということで、その中ですね、2,500万円の中に町から312万5,000円、計算間違いだったらすいませんけど、町からの負担金が発生していたという話が出ていたんですけれども、林業ですね、木材も非常に町の産業振興を育てなければいけない産業の一つだと思うんですけれども、トンネルといわず、町からもですね、少し加勢してやるような話というのはなかったんでしょうか。

○議長（柳迫 好則君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） これはですね、もともと林業構造改善事業みたいなやつを基金になった事業ですので、今まではですね、民間事業所への支援等は行ったことはなかったのが実績としてあります。

今後、その内容についてはですね、今後については検討も必要かなというふうには考えております。

以上になります。

○議長（柳迫 好則君） 6番、本山真吾君。

○議員（6番 本山 真吾君） 一応、町長にお聞きしたいんですけども、前回の木材事業者のですね、産業育成ということで、もうちょっと力をすんなり、いろいろ策を練ってくださいという形で一般質問をしたんですけれども、さっきの国絡みの事業というような形で新規参入する飲食業者については、町が加勢をする。でも、今までしている町にある事業者さんに、こういう設備投資資金をするときには町がしないというのは、ちょっと整合性がないとかですね、もうちょっと頑張ってもらえないかなと私は思うんですけど、町長はその件については、今後検討したという課長の話がありましたけど、そのことについてちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 今、彼のほうから答弁がありましたとおりですね、木材事業拡大とかそういう方向になれば、一応検討していきたいというふうに考えております。

○議長（柳迫 好則君） 6番、本山真吾君。

○議員（6番 本山 真吾君） それでは、今回は補正はありなんですけれども、今後はそういう方向で頑張るということで理解してよろしいですか。今回からでもよかったですけど。

○議長（柳迫 好則君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） この事業につきましてはですね、国からの100%でございますので、町からどういう、できるかというのはまだこれはないんですけど、ほかの事業とかですね、ある場合には一応検討、係が言いますとおり、検討したいということでございます。

○議長（柳迫 好則君） 20ページ、ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 21ページ。6番、本山真吾君。

○議員（6番 本山 真吾君） 中盤にあります温泉センター施設指定管理委託料、マイナスの300万円となっておりますが、この件について内容をちょっと教えてください。

○議長（柳迫 好則君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。

指定管理委託料は2,500万円を予定をしておりましたけれども、300万円を減額し2,200万円とすることとしたため、減額を行ったところです。

減額理由としましては、四季彩のリニューアルオープンが当初の予定8月でしたけれども、10月末に遅れたことによる調整ということになります。

水道代として加算した部分、これが200万円を減額致しまして、また、運営体制が整うまではPR費用を抑制するということでしたので、100万円を減額し、合計の300万円減額としたところでございます。

四季彩につきましては、本年度がリニューアルオープンということで、実際10月までずれ込んでしまいました。本格運用も1月からと、シェフが整ってからの運用が1月からということで、4か月間大変厳しい状況で運営を行ってきたところではございますけれども、一応、指定管理の条件としましては、管理に要する経費は利用料収入等で賄うこととしておまして、その収支の決算で損金が出たという場合もですね、町としては原則補填をしないということにしております。よって、今回の指定管理委託料につきましても、収支バランス等は主眼とせずですね、加算した部分や、またPRの状況等で減額を調整したものです。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 6番、本山真吾君。

○議員（6番 本山 真吾君） PRの部分を減額したということですがけれども、今現在ですね、委員会のほうでもいろいろ聞き取りをして、なかなか当初の計画よりも下回っているような形なのかなと、厳しいのかなと思っているんですけども、逆に、これはPR不足ということも考えられるとすれば、このPR量を減らすというのはですね、なんかどうなのかなとは思いますが、その辺はどう思われますか。

○議長（柳迫 好則君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） 議員おっしゃるとおり、PRを多く打ってお客をどんどん呼び込むというようなやり方で集客を上げるという方法がございますけれども、今の四季彩の運営体制をしっかりと整えた上でPRを行っていききたいという運営側の趣旨でございましたので、そこは、町のほうからも100万円を減額させていただいたところです。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） ほか、ありませんか。4番、新立啓介君。

○議員（4番 新立 啓介君） 今の本山議員の関連ですけれども、当初8月オープン予定ということで、それが浴場等のほうの不具合が見つかったということで、10月末に変更になったわけですけれども、指定管理者である、つなぎコレクティブから、その間ですね、損害賠償とか、そういう話はなかったのか、お伺い致します。

○議長（柳迫 好則君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） 町のほうへそういう要求はございませんでした。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） ほか、ありませんか。6番、本山真吾君。

○議員（6番 本山 真吾君） 6番、本山です。すいません、再度質問をしますけれども、指定管理料ですね、お金の動きは、契約時に、例えば幾ら払ってとか、月割りがどうのこのとかというのはいずれ、今、それをちょっと教えていただいて、よろしくをお願いします。

○議長（柳迫 好則君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。

指定管理委託料につきましては、当然前払いといえますか、運営に必要な経費になりますので、終わってからお支払いするというのではなくてですね、前期と後期に分けてお金をお支払いするという計画でございます。これにつきましては、四季彩のほうから収支計画書を出していただいて、前期にこれぐらい必要、後期にはこれぐらい必要ということで計画書を出していただいたものを町のほうで判断してお支払いするというようにしております。

前期で1,500万円必要ということで、後期では1,000万円必要という計画が出てまいったところです。立ち上がりの部分で、やはり経費が、全く収入がない中でですね、経費は人件費ですとか、維持費ですとか、最初のリース料ですとか、そういう賃借料等も発生するというところで要求が上がってきたところです。

ただ、その1,500万円につきましては、前期については、先ほど言いましたように、広告料や水道代を減額させていただいて1,200万円にしたところです。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） ほか、21ページ、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 22ページ。5番、宮嶋弘行君。

○議員（5番 宮嶋 弘行君） 5番、宮嶋です。1番目の道路維持費の中にサイクルツーリズムの推進事業がマイナス1,513万円になっていますけど、内容説明をお願いします。

○議長（柳迫 好則君） 建設課長、諫山吉光君。

○建設課長（諫山 吉光君） お答えを致します。

この事業につきましては、交付金ですね、内定額に合わせて減額をしております。工事内容としましてはですね、干拓堤防線、こちらのほうの舗装整備として826メートル、舗装面積として3,233平米、防草コンクリートのほうを、775メートルを整備をしております。

以上となります。

○議長（柳迫 好則君） 5番、宮嶋弘行君。

○議員（5番 宮嶋 弘行君） これはですね、もう何年か計画で推進されているということなんですが、この推進事業ということは、来年度予算も組まれている予定なんですけど、あと、いつまでこれ、国も絡んでいるみたいなんですけど、そこら辺の予定をちょっと伺いたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） 建設課長、諫山吉光君。

○建設課長（諫山 吉光君） お答えを致します。

一応、令和8年度の当初予算のほうにも組み込まれております。一応、国のほうはですね、当初は8年度まで完了してほしいというようなことでしたけれども、今後、まだ整備率と申しますか、それがあまり芳しくありませんので、ちょっと延びていくのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 5番、宮嶋弘行君。

○議員（5番 宮嶋 弘行君） 状況がちょっとまだ定かでないみたいなんですけど、基本的には、もうこれは、やっぱり補助はちゃんと受け入れてできるというか、延びても大丈夫だということ考えてよろしいですか。

○議長（柳迫 好則君） 建設課長、諫山吉光君。

○建設課長（諫山 吉光君） お答えを致します。

一応補助率もですね、63.25%という高率と申しますか、率がいい補助でありますので、一応引き続きこの補助率で実施できればというふうに考えております。

○議長（柳迫 好則君） 8番、久村昌司君。

○議員（8番 久村 昌司君） 8番、久村です。土木費のほうでですね、14番、工事請負費、浜平団地屋根・外壁改修工事1,354万2,000円とありますけど、この内容的にはどうなっているんですか。

○議長（柳迫 好則君） 建設課長、諫山吉光君。

○建設課長（諫山 吉光君） お答えを致します。

一応これはですね、浜平団地3棟8戸の屋根・外壁の事業を行ったもので、一応工事のほうも

完了しまして、事業実績に伴って、今回減額のほうを行っております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 4番、新立啓介君。

○議員（4番 新立 啓介君） 宮嶋議員の関連ですけれども、サイクルツーリズム推進事業、男島線の工事ということで1,513万円減額ということで、総事業費が4,400万円になりますね、当初予算から差し引いたら。うち4,144万5,000円、これは繰越しをされております、今回。実際、現場を見たらですね、一部を残してほぼ完了していると思うんですけれども、出来高払いと、そういうことはされなかったのか、お伺い致します。

○議長（柳迫 好則君） 建設課長、諫山吉光君。

○建設課長（諫山 吉光君） 一応ですね、現場的には一部を残して完了なような感じなんですけど、まだ、水俣寄りのほうですね、あちらのほうについても整備のほうをする予定となっております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） ほか。新立啓介君。

○議員（4番 新立 啓介君） 道路維持費の工事請負費の町道男島線グリーンベルト設置工事ですね、昨年もお尋ねをしましたけれども、減額の213万7,000円、当初予算に比べてですね、46.5%の予算なんです。半分以下でできているということで、昨年もまだできるところがあるから、そういうところをやってくださいという要望もしたと思うんですけれども、実際、新川中尾線とかですね、施工が考えられますので、そういう計画はなかったのか、お伺い致します。

○議長（柳迫 好則君） 建設課長、諫山吉光君。

○建設課長（諫山 吉光君） お答えを致します。

今回、男島線のグリーンベルト設置工事ということで、改善センター前からあけぼの橋手前の390メートルを実施しております。

男島線については、これで一応完了しましたので、議員言われるように、今後、延ばそうとすると、新川中尾線のほうがということになりますけれども、一応ここの路線については、先ほどのサイクリングロードですね、こちらのほうもちょっと関連がありまして、今後、矢羽根の設置とか、そういったことで、ちょっと重複してくる部分もありますので、ちょっと協議をしながら、あと学校の安全プログラムとかですね、そちらのほうもありますので、今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（柳迫 好則君） ほか、22ページありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 23ページ。3番、大川貴哉君。

○議員（3番 大川 貴哉君） 教育費の学校管理費で、小学校費の備品購入費なんですけども、23万5,000円、これ、施設用備品購入費ということなんですけども、これ、何を購入されたのか、お聞き致します。

○議長（柳迫 好則君） 教育課長、永松伸也君。

○教育課長（永松 伸也君） お答え致します。

小学校の図書館前の窓から日差しが入りまして、廊下の床が日焼けによる劣化が著しく、また、図書室の本や棚等も色あせをしております。このため、ロールカーテンを窓に設置するというものでございます。

○議長（柳迫 好則君） ほか、23ページ、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 24ページ、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 歳出での質疑なしと認めます。

次に、歳入の質疑を行います。10ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 11ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 12ページ。6番、本山真吾君。

○議員（6番 本山 真吾君） 中盤にあります財産収入の中で、町有林立木売払収入ですか、404万5,000円ありますが、ちょっと内容について説明をしていただければと思います。

○議長（柳迫 好則君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） それでは、町有林立木売払収入ですね、これにつきましては、場所は大字岩城の字大野原1186の80ということで、町有林の杉、ヒノキ、杉62年、ヒノキ71年生、合計の5.2ヘクタールを伐採して販売した金額になります。

最終的な実績としては、2,020平米ほど売り払っております。最終的な金額としては、この2,372万2,000円ほど、今回収入が上がっております。

以上になります。

○議長（柳迫 好則君） 13ページ。6番、本山真吾君。

○議員（6番 本山 真吾君） 雑入でですね、地域商社推進協議会負担金返還金がありますが、この内容について、また、ちょっと教えてください。

○議長（柳迫 好則君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） 本協議会は、令和3年度から令和6年度までの4年間活動をし

たものでございまして、今年5月に解散を致しましたので、それに伴う精算金になります。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 6番、本山真吾君。

○議員（6番 本山 真吾君） 6番、本山です。端数がですね、そうか決算じゃないけんですね、端数はあれかもしれませんけれども、なかなか地域商社推進協議会も、なかなか結果が目に見えて、「ああ、よかったな」ちゅうのがなかったわけですが、今は観光協議会であったですかね、名前が変わったような形になっておりますけれども。今後、完全にゼロベースになるわけでしょう。だけん、もう決算終了になるわけですね、これはですね。すいません、決算終了になるわけですね、決算。

○議長（柳迫 好則君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。

地域消費者の推進協議会には、国から地方創生の交付金を頂いて、事業を実施してきたところ
です。3年間、令和3年から令和5年度までの補助金を頂いて、令和6年度までは繰越しを行っ
て進めてきたということですが、令和7年度から新たに観光推進協議会の事業を今、進め
ておりますが、これも同様に、地方創生の交付金を3年間、令和7年度から令和9年度までの
3年間は国からの補助を頂いて、そして事業を進めているところです。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） ほか、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

次に、5ページ、6ページ、第2表繰越明許費並びに、7ページ、第3表債務負担行為補正に
関する質疑を受けます。

まず、5ページ、6ページ。4番、新立啓介君。

○議員（4番 新立 啓介君） 繰越明許費、今回22件上がっております。去年は15件です。
金額的に見ますと、去年は2億4,200万円、今年が4億8,100万円ありますけれども、私
が申し上げたいのは、この中で、当初予算で計上された予算が10件、そのうち8件、6,480万
2,000円、それと、6月の補正で予算計上されたやつが2件、5,361万6,000円、こ
れが全額繰越しになっております。全額というのは、まだ手をつけていない、いわゆる未契約、
未着工なのか、契約済みなのか、その理由としてですね、工事関連が多いわけですが、そ
の事業を執行する担当職員が不足をしているのか、それとも、工事等を請け負われる業者さんが
足りていないのか、お伺い致します。

○議長（柳迫 好則君） 建設課長、諫山吉光君。

○建設課長（諫山 吉光君） 工事関係につきましては、補助金の関係で、昨年、一昨年も一緒なんですけれども、国の補正予算を頂く関係で、補助金の内定が12月、交付決定が3月というような感じになりますので、予算は1年遅れ、繰り越して実施をしているような路線が数本ありますので、そういったのが要因となっております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） ほか、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

7ページ、第3表債務負担行為補正、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号令和7年度津奈木町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

ここで5分間休憩を致します。開始は11時10分から始めたいと思います。

暫時休憩致します。

午前11時04分休憩

午前11時11分再開

○議長（柳迫 好則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7. 議案第2号 令和7年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（柳迫 好則君） 日程第7、議案第2号令和7年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第2号令和7年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

歳入では、主なもので、財産収入の利子及び配当金は、基金利子を決算見込みにより増額致しております。

繰入金の一般会計繰入金は、各項目を決算見込みにより増減致しております。

歳出では、主なもので、保険給付費の被保険者療養費を決算見込みにより増額致しております。

国民健康保険事業費納付金の被保険者医療給付費分を決算見込みにより減額致しております。

基金積立金は、国民健康保険基金積立金を決算見込みにより増額致しております。

諸支出金は、その他償還金で前年度特別交付金返還金を計上致しております。

歳入歳出補正総額は90万円の減額で、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,490万円と致しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳迫 好則君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入6ページ、7ページ、歳出8ページ、9ページです。

歳出から質疑を行います。8ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 9ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

次に、歳入の質疑を行います。6ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 7ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号令和7年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第3号 令和7年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（柳迫 好則君） 日程第8、議案第3号令和7年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第3号令和7年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳入では、主なもので、繰入金の一般会計繰入金を決算見込みにより増減致しております。

歳出で、主なもので、後期高齢者医療広域連合納付金で、保険基盤安定負担金を決算見込みにより減額致しております。

歳入歳出補正総額は50万円の減額で、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,350万円と致しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳迫 好則君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して行います。歳入6ページ、歳出7ページです。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号令和7年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第4号 令和7年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（柳迫 好則君） 日程第9、議案第4号令和7年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第4号令和7年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳入では、主なもので、保険料の現年度分、第1号被保険者保険料を決算見込みにより増額致しております。

国庫支出金の介護給付費負担金を決算見込みにより増額致しております。

歳出では、主なもので、保険給付費の各項目において、決算見込みにより増額致しております。

歳入歳出補正総額は1,170万円の増額で、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,890万円と致しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳迫 好則君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して行います。歳入6ページ、歳出7ページ、8ページです。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号令和7年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第5号 令和7年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（柳迫 好則君） 日程第10、議案第5号令和7年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第5号令和7年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入では、主なもので、繰入金の維持管理及び事業運営基金繰入金を決算見込みにより増減致しております。

歳出では、主なもので、総務費の維持管理及び事業運営基金積立金を決算見込みにより増額致しております。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,200万円に変更はございません。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳迫 好則君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して行います。歳入6ページ、歳出7ページです。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号令和7年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第6号 津奈木町議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について

日程第12. 議案第7号 津奈木町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第13. 議案第8号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第14. 議案第9号 津奈木町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第15. 議案第10号 津奈木町放課後児童クラブ条例の一部改正について

日程第16. 議案第11号 つなぎ暮らしお試し住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第17. 議案第12号 津奈木町漁港管理条例の一部改正について

日程第18. 議案第13号 令和8年度津奈木町一般会計予算

日程第19. 議案第14号 令和8年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算

日程第20. 議案第15号 令和8年度津奈木町後期高齢者事業特別会計予算

日程第 2 1. 議案第 1 6 号 令和 8 年度津奈木町介護保険事業特別会計予算

日程第 2 2. 議案第 1 7 号 令和 8 年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算

日程第 2 3. 議案第 1 8 号 令和 8 年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算

日程第 2 4. 議案第 1 9 号 令和 8 年度津奈木町簡易水道事業会計予算

○議長（柳迫 好則君） 日程第 1 1、議案第 6 号津奈木町議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正についてから、日程第 2 4、議案第 1 9 号令和 8 年度津奈木町簡易水道事業会計予算までの 1 4 議案を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 1 1、議案第 6 号から日程第 2 4、議案第 1 9 号までの 1 4 議案を一括議題とすることに決定しました。

ここで、令和 8 年度主要施策並びに予算等について、町長の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 本日ここに、令和 8 年第 1 回津奈木町議会定例会が開催されるに当たり、令和 8 年度の町政運営に関する私の所信を申し上げます。議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を心よりお願い申し上げます。

当初予算編成に当たっては、限られた財源をいかに効率的かつ効果的に活用するかを常に念頭に置きました。第 1 0 期津奈木町振興計画のメインテーマである「人と自然、アートがつなぐ希望を持って住めるまち」の実現に向け、本町の最重点課題である少子高齢化・人口減少対策に全力を挙げて取り組んでまいり所存です。

また、持続可能なまちづくりを推進するとともに、公共施設や交通インフラの老朽化対策も計画的に進めてまいります。

令和 8 年度の主要施策につきまして、振興計画に基づく 6 つの重点項目に沿って御説明申し上げます。

まず、1 つ目の暮らしの安全・安心の確保について申し上げます。

災害から町民の皆様の生命と財産を守ることは、行政の最も重要な責務です。令和 8 年度は、次の 3 点を軸に、防災体制のさらなる強化を図ってまいります。

まず、避難所の機能強化についてです。指定避難所であるつなぎ文化センターにつきましては、これまで継続して進めてまいりました多目的ホール改修工事及び空調工事が本年 6 月末までに完了します。これにより災害時に誰もが安心して身を寄せられる避難所運営を行ってまいります。

次に、非常時の電源対策です。近年の自然災害の激甚化に鑑み、停電時においても避難所の機能を維持できるよう、新たに非常用発電機を購入致します。これにより、照明や通信機器、医療

器具などの電源を確保し、不安な夜を過ごす避難者の安全と安心を支えてまいります。

そして、ソフト面での強化、すなわち地域防災力の向上です。ハード面の整備と合わせ、地域のリーダーとなる防災士の育成をさらに充実させてまいります。住民の皆様が自らを守り、助け合える体制を整えることで、町全体の防災意識を根底から引き上げ、災害に強い津奈木町を築いてまいります。

続きまして、防犯対策について申し上げます。

住民の皆様が夜道でも安心して歩ける環境を整えるため、地区が所有する防犯灯のLED化を、5か年計画に基づき継続して支援してまいります。これに加え、防犯の抑止力を高めるため、町内の主要道路4か所に新たに防犯カメラを設置し、地域の安全・安心をより確かなものとしてまいります。

保健医療対策につきましては、疾病の早期発見と予防に重点を置きます。

水俣病対策事業の健診や特定健診、各種がん検診を着実に実施し、さらに国保無料人間ドックや介護予防事業を推進することで、町民の皆様がいつまでも健やかに暮らせる健康寿命の延伸に全力を注いでまいります。

特に、高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、独り暮らし高齢者向けの緊急通報システムの整備や、地域による見守り活動を充実させるとともに、令和8年度からは、新たに高齢者向け補聴器の購入費用を助成致します。これにより、加齢に伴う聞こえの不安を解消し、積極的な社会参加と生きがいを後押ししてまいります。

次に、暮らしの基盤である交通とインフラ整備についてです。

町民の日常生活に不可欠な路線バスにつきましては、産交バス株式会社への補助を通じて路線の安定運行を維持致します。また、予約型乗合タクシー「つなぎタクシー」の運行を継続し、移動手段の確保と高齢者による交通事故の防止に努めます。

併せて町道や橋梁、公営住宅等の公共施設につきましても、長寿命化計画に基づき計画的な改修と維持管理を行い、将来にわたって安全で快適な生活環境を守り抜いてまいります。

そして、簡易水道事業について申し上げます。

経営の効率化を進めるとともに、水道法の改正に伴う科学物質PFOS（ピーフォス）及びPFOA（ピーフォア）について、町が管理する全ての原水・浄水で水質検査を実施し、安全な水の安定供給に万全を期してまいります。

次に、2つ目の教育・子育て環境の充実について申し上げます。

本町の未来を担う子供たちの健やかな成長を支え、保護者の皆様が安心して子育てに励めるよう、支援の切れ目をなくす施策をさらに拡充してまいります。

子育て支援の充実につきましては、これまでも出生祝い金や不妊治療費の助成など、本町独自

の施策を展開してまいりました。令和8年度はこれに加え、新たに4つのサービスを拡充致します。

まず、乳幼児期に必要な備品を支援する子育て用品レンタル事業、お子様の健やかな発育を見守る1か月児健診事業を開始します。

また、不安なときにいつでも専門医に相談できるオンライン相談サービスを導入するほか、ハイリスク妊婦の方が熊本市内の専門医療センターを受診する際の交通費等支援事業を創設し、経済的・精神的な負担を軽減致します。

さらに、障害をお持ちの方やその御家族を地域全体で支えるため、水俣芦北圏域の1市2町が合同で基幹相談支援センターを設立し、誰もが気軽に相談できる体制を整えてまいります。

教育分野におきましては、未来を開く力を育むため、ICT環境の刷新を図ります。

令和2年度に導入した1人1台のタブレット端末につきまして、児童生徒及び教職員分を最新機種へと更新致します。併せて新たな事業支援ソフトを導入することで、さらなる学力向上と事業改善を推進してまいります。

また、近年の厳しい暑さから子供たちの熱中症対策として、小学校の体育館へ新たに冷風機を設置し、夏場でも安全に教育活動が行える環境を整備致します。

次に、子育て世帯の経済的負担軽減のため、これまで実施してまいりました学校給食費の無償化や、小・中・高校入学時の入学祝い金、そして修学旅行への補助を引き続き実施致します。

さらに、令和8年度からは新たな支援として、ドリル等の副教材費の購入費用についても一部町予算で購入し、子供たちが等しく学び、成長できる環境を整えてまいります。

そして、本町の大きな誇りであるアートを通じた教育と地域振興については、さらに深化させてまいります。

つなぎ美術館を拠点とした「岡本光博つなぎプロジェクト」の2年目では、日本と台湾の未来をアートを通じて考える機会を創出し、町民の豊かな感性を育みます。

また、TSMCの進出に伴う台湾からの来訪者増加を見据え、アーティストのロー・イーチュン氏を招聘した「アーティスト・イン・レジデンス」を開催致します。約4か月半の滞在制作や中学校での鑑賞授業を通じて、子供たちが国際的な視点を養い、多文化を理解し尊重する心を育ててまいります。

次に、3つ目の農林水産業の振興につきまして申し上げます。

農業振興におきましては、喫緊の課題である担い手の確保と、稼げる力の創出に全力を注ぎます。

新たな担い手の確保や、経営発展支援事業等を活用した農地の集約・集積を加速させ、耕作放棄地の解消を図ります。併せて地域計画による農地情報の共有化を進め、農業後継者や新規就農

者への手厚い支援体制を構築してまいります。

また、町独自の振興策として、有害鳥獣対策や農作業支援事業、農業用機械の購入補助を継続し、高齢化に伴う作業負担の軽減と労働力の確保に努めてまいります。

本町の基幹作物である果樹の振興につきましては、生産性向上を図るための小規模基盤整備や、熱帯果樹の実証栽培を継続し、さらなる産地化とブランド化に取り組みます。

特に、物価高騰の影響を受ける農家の皆様に対し、肥料高騰対策事業補助金を継続するとともに、新たに「サラダたまねぎ」の産地維持を図るための補助金を創設致します。

さらに、中山間地域等直接支払制度や環境首都水俣芦北地域創造事業を活用し、環境に配慮した農作物の生産を通じて、本町の魅力を力強く発信してまいります。

林業振興につきましては、伐期を迎えた町有林の計画的な伐採と造林を進め、森林の公益的機能を維持・増進させてまいります。

森林環境譲与税を活用した適切な整備を促進するとともに、木材需要の拡大を図るため、木造住宅建築支援事業補助金を継続致します。また、林業機械の購入補助を通じて生産性の向上を図り、担い手の確保や間伐材の有効活用、再生林の推進といった森林資源の循環利用に努めてまいります。

水産業におきましては、種苗放流や藻場造成、海底耕運といった豊かな漁場づくりに取り組み、水産資源の確保と栽培漁業の確立を目指します。

特産のマガキ養殖については、「つなぎオイスターバル」への安定供給体制を整備するため、引き続き生産支援を強化してまいります。

併せて燃油高騰対策や赤潮被害対策としての補助を継続し、漁業者の負担軽減を図るとともに、老朽化した福浦漁港の護岸補修など、長寿命化計画に基づく漁港施設の適切な維持管理を進めてまいります。

次に、4つ目の地元企業育成・雇用確保について申し上げます。

物価高騰や燃油価格の高騰が続く中、町民生活の安定と地域経済の活性化を目的として、令和8年度もつなぎ応援商品券事業を実施致します。

全町民の皆様へ、お1人当たり1万円分、さらに65歳以上の方には1万円分を加算した商品券を配布し、直接的な家計支援を行うとともに、町内における消費を強力に喚起してまいります。

本町の財政基盤を強化し、地場産業を活性化させる柱として、ふるさと納税推進事業を戦略的に展開致します。

現在活用している6つのポータルサイトを通じて広く寄附を募り、魅力ある返礼品を全国へ届けることで、本町の特産品や地域資源を強力にPRし、地元事業者の販路拡大と産業振興につなげてまいります。

次に、5つ目の観光振興について申し上げます。

令和7年度に完成した宿泊交流拠点を起点として、国内外から新たな人の流れを創出してまいります。

津奈木町観光推進協議会を中心に、総務省の地域力創造アドバイザー制度を活用し、外部専門家の知見を取り入れた戦略的なプロモーションを展開することで、四季彩周辺エリアのさらなる魅力向上に努めます。

また、低炭素型観光推進事業では、自然環境に負荷をかけない暮らしをテーマとした体験プログラムの磨き上げや、二次交通対策の実証実験を行い、持続可能な観光の形を追求してまいります。併せて老朽化が進む施設の維持管理につきましても、計画的に進めてまいります。

町民や観光客の皆様が親しまれる温泉センターの補修及び、建設から約30年が経過した物産館の屋根・外壁改修を実施し、安全性の確保と拠点としての魅力向上を図ってまいります。

最後に、6つ目の地域振興等行政基盤づくりについて申し上げます。

持続可能な地域づくりに向けて、移住定住促進対策事業を強力に推進してまいります。

首都圏での相談会開催や地域おこし協力隊の募集、さらには、つなぎ暮らしお試し住宅の運用を通じて、移住希望者をきめ細やかにサポート致します。

また、空き家の利活用を促進するため、リフォームや家財道具処分の補助金制度を継続し、受入環境の整備に努めてまいります。

地域コミュニティを活性化させるため、つなぎふれあい祭りへの支援を行います。

地名度の高いタレントの招聘やステージイベントの充実を図り、町内外から多くの来場者を呼び込むことで、津奈木町への愛着と誇りを醸成する場として発展させてまいります。

デジタル技術を活用した自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、電子契約や住民票等のコンビニ交付により、業務の効率化と経費削減を図り、町民の皆様の利便性を向上させてまいります。

また、議会への関心・監視機能の向上を図るため、映像音響の一括管理システムを導入整備し、開かれた議会の実現を行います。

時代に応じた効率的な行政運営と安定した財政規律を堅持しながら、広域行政サービスを含めた中長期的な視点に立ち、住民サービスのさらなる向上に尽力してまいります。

本町を取り巻く状況は依然として厳しいものがありますが、最重点課題である少子高齢化・人口減少対策に対し、私は不退転の決意で全力を挙げて取り組んでまいり所存です。

議員各位並びに町民の皆様におかれましては、本町の持続可能な発展のため、引き続き温かい御指導と御協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

以上をもちまして、令和8年度の施政方針の説明とさせていただきます。

なお、令和8年度予算の詳細につきましては、別途配付しております令和8年度当初予算主要施策事業一覧を御参照ください。

御質問がございましたら、私、もしくは担当課長等がお答え致しますので、何とぞよろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

長時間にわたり、御清聴誠にありがとうございました。

○議長（柳迫 好則君） 町長の説明が終わりました。

お諮りします。先ほど一括議題としました14議案については、さきの議会運営委員会において、委員会に付託する旨の答申がっておりますので、会議規則第35条第3項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、一括議題の14議案については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

お諮りします。日程第11、議案第6号から日程第24、議案第19号までの14議案は、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、日程第11、議案第6号から日程第24、議案第19号までの14議案は、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会におかれましては、慎重な審議を実施され、審査の経過とその結果を最終日の本会議において各常任委員長から報告を願います。

日程第25、議案第20号 津奈木町過疎地域持続的発展計画の制定について

○議長（柳迫 好則君） 日程第25、議案第20号津奈木町過疎地域持続的発展計画の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第20号津奈木町過疎地域持続的発展計画の制定について御説明申し上げます。

本案につきましては、津奈木町過疎地域持続的発展計画が今年度終期を迎えるに当たり、新たに令和8年度から令和12年度までの計画を定めるものです。

本計画を定めるには、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳迫 好則君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号津奈木町過疎地域持続的発展計画の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第26．議案第21号 財産の無償譲渡について

○議長（柳迫 好則君） 日程第26、議案第21号財産の無償譲渡についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第21号財産の無償譲渡について御説明申し上げます。

津奈木保育園は、令和6年4月の民営化に伴い、社会福祉法人水俣福祉会に事業移管され、建物等は当時の募集要領に基づき無償貸与しておりますが、これまで2年間、問題なく管理運営がなされております。

急速に少子化が進行する中において、建物等を無償譲渡することで、よりよい保育所運営や園児の環境対策など、保育サービスのさらなる充実と向上が期待されることから、本議案を提案するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳迫 好則君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。7番、澤井静代君。

○議員（7番 澤井 静代君） 7番、澤井です。今、町長のほうから説明がありまして、建物については無償譲渡をするという議案が提案をされております。

そこで、土地について、今後、今まで土地も含めて無償で提供されていたと思うんですが、今後の土地の管理についてお伺いを致します。

○議長（柳迫 好則君） ほけん福祉課長、山下浩一君。

○ほけん福祉課長（山下 浩一君） お答え致します。

今回の無償譲渡につきましては、建物等が対象でございますが、土地等については、現在無償貸与をしておりますが、そのまま継続して無償貸与としていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（柳迫 好則君） ほか、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号財産の無償譲渡についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第27. 議案第22号 工事請負変更契約の締結について

○議長（柳迫 好則君） 日程第27、議案第22号工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第22号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

つなぎ文化センター多目的ホール改修工事（電気設備）については、令和6年11月27日に契約を締結しておりましたが、空調ダクトが新たに設置する鉄骨等に支障となることや、排煙ダクトの厚みが現在の建築基準を満たしていないことが判明したため、これらの新規製作費用等を追加するものであります。この設計変更に伴い、1,637万4,869円の増額を行い、変更後の請負契約額5,872万4,869円で工事を実施するものであります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳迫 好則君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。4番、新立啓介君。

○議員（4番 新立 啓介君） 一つお伺いします。現在の工期についてお伺いします。

○議長（柳迫 好則君） 建設課長、諫山吉光君。

○建設課長（諫山 吉光君） お答えを致します。

工期については、令和8年の6月30日までです。現在の進捗状況につきましても、6月30日までには終わるような状況となっております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） ほか、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長（柳迫 好則君） 以上で、本日の認定は全部終了致しました。

本日は、これにて散会します。お疲れさまでございました。

午前11時52分散会

令和8年 第1回 (定例) 津 奈 木 町 議 会 会 議 録 (第2日)

令和8年3月13日 (金曜日)

議事日程 (第2号)

令和8年3月13日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (10名)

1番 林田 廣美君	2番 平野 和信君
3番 大川 貴哉君	4番 新立 啓介君
5番 宮嶋 弘行君	6番 本山 真吾君
7番 澤井 静代君	8番 久村 昌司君
9番 川野 雄一君	10番 柳迫 好則君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 豊田 博文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 豊隆君	副町長	林田 三洋君
教育長	濱田 良彦君	総務課長	下川 秀美君
政策企画課長	荒川 隆広君	農林水産課長	坂本 輝一君
建設課長	諫山 吉光君	建設課政策審議員	濱田 稔浩君
住民課長	葦浦 祐一君	ほけん福祉課長	山下 浩一君
会計課長	岡松 辰哉君	教育課長	永松 伸也君

令和8年第1回定例会

一般質問通告表（令和8年3月13日（金）午前10時）

順番	質問議員	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	大川 貴哉	①産業廃棄物焼却施設計画に対する住民意見と町の対応について	①旧倉谷工業団地に計画されている産業廃棄物焼却施設について、関係5地区において住民からの意見書が令和7年12月19日を期限として提出された。町は意見書がどのくらい提出されたのか把握しているのか。また、その主な内容はどのようなものだったのか。 ②住民からの意見を踏まえ、現時点での町の受け止めと町長の考えは。また、今後の対応を伺う。	町長 及び 担当課長
		②親子交流型キッズルームの設置について	①子どもが安心して遊び過ごせる居場所としてのキッズルームは、保護者同士の交流や子育て相談の場としての役割も期待されるものである。このような機能を持つ親子交流型キッズルームの設置はできないか。	町長 及び 担当課長
		③無痛分娩の助成について	①出産時の痛みや不安を軽減する無痛分娩は出産の選択肢を広げる方法の一つであるが、保険適用外のため費用負担が大きい。無痛分娩費用を助成することは、町の子育て支援政策にもつながる。安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるためにも助成を検討できないか。	町長 及び 担当課長
2	宮嶋 弘行	①区長・民生委員児童委員の処遇改善について	①区長の活動状況は、見守り、相談、災害対応など多くの活動が無報酬やボランティアベースで行われている。現状での状況では、なり手不足が懸念されるため、報酬や処遇改善の見直しを含め検討できないのか伺います。 ②民生委員・児童委員に関しても、地域福祉の要となっている。特に津奈木町においては、高齢化率が年々増加傾向になっているため、区長同様に見守りや災害等の安全確認などで大きな負担となっている。 なり手不足を含め活動費の拡充を検討できないか伺います。	町長 及び 担当課長

順番	質問議員	質問事項	質問の要旨	質問の相手
		② サイクル ツーリズム について	① 2026年度（令和8年度）で推進事業が終了予定となっている。 道路の整備等は進んできたが、町の活性化にどのように繋げていくのか伺います。	町 長 及 び 担 当 課 長
		③ 台湾交流について	① 台北市の博嘉実験国民小学校児童らが、津奈木小児童と価値観や文化に触れての国際交流を行い、非常に貴重な体験となっています。 これから、子ども達にとっても見聞を広めるために、台湾への交流を推進していくことが大切と思われるが、どう考えているのかを伺います。	町 長 及 び 担 当 課 長
3	本山 真吾	① つなぎ美術館の展示方針について	① 今回の施政方針の10ページには「本町の大きな誇りである「アート」を通じた教育と地域振興については、さらに深化させてまいります。」とあるが、最近のつなぎ美術館の一部展示内容については、熊本現代美術館で展示見送りになった作品の展示に始まり、台湾作家によるジェンダーの平等を軸に置いた作品の展示、また、しばしば公的機関で「物議」をかもした作者の招聘・作品の展示など、公共の美術館が展示するには意見が分かれる展示がみられる。子どもなどが鑑賞するには問題があると思うが、特に中学生等の多感な時期にある子どもたちへの教育的配慮について、町および教育委員会の見解を伺いつつ、今後の方針について問う。	町 長 教 育 長 及 び 担 当 課 長
		② 公設塾について	① 同じく、施政方針の教育分野の内容では、子育て政策の一環として、また子供の未来への投資としては内容が薄いように思う。過去に4回ほど公営学習塾について質問をしているが、議員研修先で訪れた佐賀県大町町や熊本県南小国町においても、公営学習塾を子供たちへの福祉の一環として実施しておられた。再度公営学習塾の実施について問う。	町 長 教 育 長 及 び 担 当 課 長

順番	質問議員	質問事項	質問の要旨	質問の相手
		③子どもの食育マナー教育実施について	①四季彩のレストランを利用して、食育やマナー教育を実施できないか。	町 長 教 育 長 及 び 担 当 課 長
		④林業木材産業に対する新たな補助制度について	①今回の議案第1号令和7年度津奈木町一般会計補正予算(第6号)の歳出20ページ林業振興費で、林業木材産業生産性強化対策事業補助金に、町からも上のせをして補助金を出したらどうかとの質問に対しての明確な回答を伺う。	町 長 及 び 担 当 課 長
4	新立 啓介	①行政区の現状と今後の方向性について	①現在、本町には22の行政区があるが人口や年齢・世帯構成などまちまちと考えるが現状はどうなっているのか。	町 長 及 び 担 当 課 長
			②高齢化率が50%を超えている地区が10地区あり、少子高齢化が進んでいる。今後、地区(集落)を維持していくために町としてどのように考えているのか。	
		②自転車の交通反則通告制度(青切符)導入への対応について	①自転車の一定の交通違反に交通反則通告制度を導入する「道路交通法の一部を改正する法律」が令和8年4月1日から施行されるが町民への周知等されたのか	町 長 及 び 担 当 課 長
			②今回の交通反則通告制度は、16歳以上が対象となるが幼児から高齢者まで誰でも手軽に利用できる乗り物であり、広く町民に周知する必要があると考えるが今後の対応は。	

午前10時00分開議

○議長（柳迫 好則君） 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（柳迫 好則君） 日程第1、一般質問を行います。

1名につき、質問及び答弁時間を60分以内に制限し、一問一答方式とします。

質問に当たっては、通告内容に基づいた質問をされるようお願い致します。

また、執行部も明快かつ簡潔な御答弁をお願い致します。

本日の質問順番をお知らせします。1番、3番、大川貴哉君、2番、5番、宮嶋弘行君、3番、6番、本山真吾君、4番、4番、新立啓介君の順番とします。

まず最初に、3番、大川貴哉君の質問を許します。3番、大川貴哉君。

○議員（3番 大川 貴哉君） おはようございます。3番、大川です。議長の許しが出ましたので、通告書どおり質問を致します。執行部の皆様には答弁をよろしくお願い致します。

3月に入り、春の気配を感じる季節となってまいりました。年度の節目も近づき、身の回りを整理したり、家の中を片づけたりする機会も増えてくる頃ではないかと思えます。ただ、物というのは捨てたら終わりというものではありません。捨てた先で誰かが処理をし、どこかで誰かが影響を受けることとなります。つまり、処分という行為は、個人の問題であると同時に、地域全体に関わる問題でもあります。今回、まずはその処分の先に関わる問題であります焼却施設建設計画について質問を致します。

旧倉谷工業団地に計画されている産業廃棄物焼却施設について伺います。

この計画については、住民からの意見書が令和7年12月19日を期限として、県へ提出されたと認識しております。

まず、住民からどのような意見が寄せられているのかという点は、町として今後の判断や対応を考える上で大変重要であると考えます。地域で生活されている方々の率直な思いや不安、あるいは様々な考えが示されたものであり、その数や内容をしっかり把握することは、町としてこの問題に向き合っていく上で大切なことであると感じています。また、今回提出された意見書には、この種の施設計画としてはかなり数が多いと聞いており、地域住民の関心の高さの表れでもないかと受け止めております。

そこで、①として伺います。意見書がどのくらい提出されたのか、町は把握をしているのか、また、その主な内容はどのようなものだったのかを可能な限りお答えください。

○議長（柳迫 好則君） 住民課長、葦浦祐一君。

○住民課長（葦浦 祐一君） お答えします。

旧倉谷工業団地に計画されている民間の産業廃棄物焼却施設につきましては、令和7年12月議会的一般質問においても答弁しましたとおり、現在、熊本県と設置者との間で、熊本県産業廃棄物指導要綱——以下、指導要綱とさせていただきます。——及び、熊本県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱——以下、紛争予防要綱とさせていただきます。——に基づき、産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事前協議が行われているところです。

議員御質問の住民からの意見書につきましては、令和7年12月19日を期限に提出されており、令和8年1月14日付で熊本県から設置者に対し、提出された意見書の写しとともに、産業廃棄物処理施設の設置に係る関係意見書に対する見解書の作成についてが通知されております。

また、同日付で町に対しても提出された意見書の写しが送付されており、その件数につきましては、計119件提出されていることを把握しております。

意見書の主な内容につきましては、将来的な風評被害への懸念を初め、生活環境保全の観点から、大気汚染や健康被害への不安、搬入車両の増加による交通安全や騒音など、地域環境への影響をなどについての意見が多く示されているものと認識しております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 3番、大川貴哉君。

○議員（3番 大川 貴哉君） 住民から提出された意見書は計119件とのことであり、この種の施設計画に対する意見書としてはかなり多い数であると受け止めております。

また、その意見書については熊本県から設置者にも送付され、見解書の作成が求められているということであり、住民の声は正式に事業者にも示されているということになります。その内容についても、風評被害や大気汚染や健康被害への不安、搬入車両の増加による交通安全や騒音など、生活環境や地域環境への影響を心配する声が多く示されているとのことであります。

これだけ多くの住民の皆さんがこの計画に対して様々な不安や懸念を抱いているということは、決して軽く受け止めることのできない状況ではないかと感じております。

そこで、次の②の質問に移ります。

前回の定例会において、町長は、この問題について住民の意見を尊重するという趣旨の答弁をされています。住民からの意見書が提出された今、その声を町としてどのように受け止めているのかは大変重要であると考えます。

これらの住民からの意見を踏まえ、現時点で町としてどのように受け止めており、町長におかれましてはどのようなお考えでしょうか。また、町として今後どのように対応していくかを伺います。

○議長（柳迫 好則君） 住民課長、葦浦祐一君。

○住民課長（葦浦 祐一君） お答えします。

町と致しましては、今回の意見書を通じ、住民の皆様が生活環境の保全や健康被害に対し強い不安を抱いておられることを、改めて重く受け止めております。また、本町議会において関連する請願、陳情が採択され、県議会に対しても提出されていることから、町としてもその趣旨を十分踏まえる必要があるものと認識しております。

町としましては、県の紛争予防要綱に基づき、生活環境の保全上の見地から意見を述べる立場にあります。そのため、大気、水質、地下水などの環境保全に加え、交通安全や災害時のリスクなど多岐にわたる項目について整理、確認を進めているところです。

今後は、議会で採択された請願や陳情の趣旨や住民の皆様から寄せられた意見を十分踏まえ、必要な情報や資料を整理した上で、町としての考えを取りまとめ、県に対する意見として提出していきたいと考えております。

また、県の指導要綱及び紛争予防要綱に基づき、設置者において提出された意見書に対する見解書を作成され、設置者から関係地区住民に対し見解の説明が行われるものと聞いておりますので、その内容や今後の手続の状況を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 先ほど町長の答弁といいますか、考えということで、旧倉谷地区の工業団地に計画されています産業廃棄物焼却施設につきましては、住民の皆様から生活環境や健康への影響を懸念する多くの意見が寄せられていることを、町と致しましても重く受け止めております。

また、本町議会において関連する請願、陳情が採択されていること、さらに焼却施設の建設反対の署名が県に提出されていることについても、その趣旨を十分に踏まえる必要があるものというふうに考えておりますので、町と致しましては、県の紛争予防要綱に基づき、生活環境の保全の観点から重要な必要な事項を整理した上で、町としての意見を県に対して提出してまいります。

今後とも、住民の皆様方の不安軽減、生活環境の保全が図られるよう、県や関係機関の動向を注視しながら、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 3番、大川貴哉君。

○議員（3番 大川 貴哉君） 住民の皆様が生活環境や健康への影響について強い不安を抱いておられること、また議会において採択された請願、陳情の趣旨についても、町として重く受け止めているとの答弁であったと理解をしております。

町としては、県の紛争予防要綱に基づき、生活環境の保全の観点から意見書を整理し、県に対

して提出していくとのことではありますが、今回寄せられた住民の声がどのように整理され、どのような形で町の意見としてまとめられていくのかは大変重要であると考えます。また、町長におかれましては、これまで以上に住民の思いに寄り添っていただき、意見の集約をお願いしたいと思っております。

町として住民の皆さんの不安の軽減と生活環境の保全という観点をしっかりと踏まえた形で整理されることを期待するとともに、町として意見がどのような内容で県へ提出されるかについても、今後注視していきたいと思っております。

続きまして、次に、親子交流型キッズルームの設置についてお尋ね致します。

キッズルームとは、子供が安心して遊びながら時間を過ごすことができる居場所であり、近年では遊びの場にとどまらず、保護者と一緒に過ごしながらか交流が生まれたり、子育ての悩みを気軽に相談できたりする場として活用されております。

本町においても、おひさまくらぶ等、子育て支援の取組が行われておりますが、子どもが自由に遊びながら過ごすことができ、保護者同士の交流や子育て相談にもつながるような場があることは、子育て世帯にとって大きな安心感につながるものと考えています。

また、子供にとって身近に安心して遊べる居場所があるということは、心身の成長や社会性を育む上で大切な環境であると考えています。

こうした取組は全国の自治体でも広がっており、公共施設の一角などを活用し、マットや絵本、おもちゃなどを配置することで、比較的lowコストで整備できる事例が多く見られます。大きな施設整備を伴わなくても、子供の居場所づくりや子育て支援において大きな効果が期待できる取組でもあります。

そこで質問致します。

子供が安心して遊び過ごせる居場所としてのキッズルームは、保護者同士の交流や子育て相談の場としての役割を期待されるものであります。このような機能を持つ親子交流型キッズルームの設置はできないかお尋ね致します。

○議長（柳迫 好則君） ほけん福祉課長、山下浩一君。

○ほけん福祉課長（山下 浩一君） お答え致します。

子供が安全に遊び過ごせる居場所は、子供の健全な育成に資するのみならず、保護者同士が育児の喜びや悩みを分かち合い、孤立を防ぐための貴重な交流、相談の場としての役割を担うものでございます。

現在の本町の状況を顧みますと、昨今の夏場の猛暑により外で遊ばせることができない、また、子供を屋内で遊ばせることのできる公的な児童館としての専用施設がないことなどから、町内にお住まいの子育て世帯の多くが、町外の施設を利用せざるを得ない状況にあります。

今回、この目的に沿った機能を持った新たな施設を設置できないかとの御質問でございますが、保護者同士の交流や子育て相談の場として、令和6年10月からおひさまくらぶと称し、毎月1回改善センター和室を活用し、月平均3組程度の保護者とそのお子様に御利用いただいております。

検討課題として、施設設備では、新たな施設を整備する、または既存の施設を活用することなどが想定されますが、現在の建築資材の高騰などを考慮しますと、いずれにしても相当の予算を要することになります。

また、施設の管理運用として、保護者とその子供が必要なときにいつでも自由に利用し、交流できる体制整備が必要となりますが、土日・祝祭日など休日開館する際の管理者や、自由利用時において安全で衛生的な環境を維持するため、定期的な消毒による感染症対策の徹底や、必要に応じた防犯カメラの設置、施錠体制の構築など、防犯面についても万全を期す必要があります。

担当課としましては、新たな施設の整備について、その必要性は認識しておりますので、木育ルームを有する地域活性化センターひらくにや改善センター和室、多目的施設男島など、既存の町内施設を地域拠点として有効活用できないか、ふさわしい場所の選定と、関連予算や補助金の確保、施設の利便性や安全性を考慮した管理運営など、多角的に検証した上で検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 3番、大川貴哉君。

○議員（3番 大川 貴哉君） 子供が安全に遊び過ごせる居場所の必要性については、担当課としても認識しているとのことで、大変心強く感じておるところです。

私としても、課長がおっしゃられたとおり、既存の施設を活用していくことが現実的であり、よい方法ではないかと感じております。例えば、多目的施設男島には、既に子供用のトイレも整備されており、隣には児童公園もあります。

屋外については、公園の遊具を活用していただいて、屋内ではボードゲームや積み木、ボールプールなど、比較的安価な遊具を整備することで、低コストで子供の遊び場として機能は十分に確保できるのではないかと考えております。

また、開催方法についても、いきなり常設とするのではなくて、まずは土曜日のみの開催など、段階的に始めていく方法もあるのではないかと考えております。

人員につきましても、町内の保育園と連携して、土曜保育の状況に応じて余力のある保育士の方々に御協力をいただくなど、地域の子育て資源を生かした運営の形も考えられるのではないかと思います。

さらに、第4土曜日には改善センターで子供食堂も開催されておりますので、例えば散歩がて

らに立ち寄って遊んでいただいて、そのまま食事をして帰るといった地域のつながりの場として広がっていく可能性もあるのではないかと感じております。

子供の居場所づくりは、比較的 low コストでありながら、子供や子育て世帯にとって大きな効果が期待できる取組でもあります。ぜひ既存施設の有効活動なども含め、前向きな検討をお願いしたいと思っております。

次に、無痛分娩費用の助成について質問を致します。

出産は大きな喜びである一方、女性にとって身体的にも精神的にも大きな負担を伴うものです。近年では、出産時の痛みや不安を軽減する方法として無痛分娩を選択する方々も増えてきております。ここで私自身の経験を少しお話し致しますと、約 10 年前、第一子が生まれる際には、自然分娩であり、出産時にも妻が非常につらそうにしている姿を見て、夫として何もできない無力さを感じ、私自身も大変心配で精神的につらい思いをしました。その後、第二子出産時には無痛分娩を選択しましたが、痛みによる苦しみはなく、妻の身体的、精神的な負担が大きく軽減されている様子でした。夫として安心して出産を見守ることができたと感じています。

一方で、無痛分娩は保険適用外であり、私の場合もおおよそ 15 万円程度の追加費用がかかりました。この費用負担があるため、希望していても選択できない方がおられるのではないかと考えます。安心して子供を産み育てることができる環境づくりは、少子化が進む中で自治体にとっては重要な課題であります。出産の選択肢を広げることも子育て支援の一つにつながるのではないのでしょうか。

そこでお尋ねを致します。

無痛分娩費用の助成について、本町として検討する考えはないかお聞かせください。

○議長（柳迫 好則君） ほけん福祉課長、山下浩一君。

○ほけん福祉課長（山下 浩一君） お答え致します。

議員御指摘のとおり、出産時の痛みや不安を軽減する無痛分娩は、妊産婦の身体的・精神的負担を軽減し、出産の選択肢を広げる有効な手段の一つです。しかしながら、無痛分娩は健康保険の適用外であるため、通常の出産費用に加えて自己負担額が大きくなる傾向にあり、こうした経済的負担が出産をためらう要因の一つとなっていることも承知しております。

全国的な取組としましては、東京都において最大 10 万円が助成されるなど、一部地域で先進的な取組が図られておりますが、一方で、取り扱われている医療機関が限定されることや、また、発熱、頭痛など副作用のリスク、重篤な異常が発見されにくいなど、身体的な影響に関する事例報告においての課題も認識されております。

御提案いただいた無痛分娩に関する新たな助成制度の設置につきましては、出産育児一時金や、町独自で実施しております用途を限定しない現金支給である出生祝金の活用状況、また、町内の

妊産婦の方々のニーズ、そして、近隣自治体や国の動向を注視してまいりたいと考えております。

今後、無痛分娩を希望する声さらに高まり、経済的理由でその選択が阻まれるようなことがありましたら、本町が独自に取り組んでおります既存の子育て支援制度の在り方等も含めまして、さらなる検討を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 3番、大川貴哉君。

○議員（3番 大川 貴哉君） 無痛分娩費用の助成については、課題や他自治体の動向を踏まえて研究をしていくとのことでした。

私も今回いろいろ調べてみましたが、熊本県内の自治体で無痛分娩費用の助成を実施しているところは確認できませんでした。また九州管内においても、議会で質問や提案がなされた例はあるものの、制度として実現している自治体は見当たらない状況であります。

そうした中で、本町がこの制度を検討し導入することになれば、熊本県内ではもちろんのこと、九州においても先進的な取組になり得る可能性があるのではないかと感じております。

一方で、令和8年度におきましては、産婦人科・小児科オンラインサービスや遠方の分娩施設への交通費の支援、1か月児検診、さらには子育て用品レンタル事業など施策が予定されており、子育て世帯にとって大変ありがたい取組であるとは感じております。

こうした支援策が充実していくことは非常に心強いことではありますが、ぜひ今後は他自治体の実施しているから取り入れるということではなくて、この津奈木町が率先して子育て支援政策をリードしていく、そのような姿勢を期待したいと思っております。

子育てをするなら津奈木町と言われるまちづくりを願ひまして、以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（柳迫 好則君） 以上で、3番、大川貴哉君の質問を終わります。

○議長（柳迫 好則君） 次に、5番、宮嶋弘行君の質問を許します。5番、宮嶋弘行君。

○議員（5番 宮嶋 弘行君） おはようございます。5番、宮嶋弘行です。議長のお許しがありましたので、通告しましたとおり、順次質問をさせていただきます。

今年は冬季オリンピックが2月6日から22日まで行われ、多くの感動を与えていただきました。スポーツはなるであろうの考えでは成功とは言えません。結果が全てであります。ただし、今回の冬季オリンピックで感動の名言があったのが、フィギアスケート女子の金メダリスト、アリサ・リュウ選手が、勝敗の全てに物語があると、これは全てのアスリートに対する言葉ではないかと思われま。別にメダルは要らないと、この場にいることが幸せであると述べ、プレッシャーを感じなかったと言っています。また、名門大学で心理学を学んでいたことがためになった

とされています。こういった受け止め方が、近年私たちには少しでも必要ではないのかなというのを感じています。早速、もう皆さん御存じのとおり、WBC、ワールドベースボールクラシックが5日からこの3月の定例会と同時に開催されました。日本チームが感動とともに、再び世界一を成し遂げることを期待したいと思います。本町としましても、わくわくするような新年度予算編成と、結果が出るような成果を期待したいと思います。今日は、ここに一般質問ができることが幸せであるといった思いで立たせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、最初の質問に入りますが、区長、民生委員、児童委員の処遇改善について質問を行います。

①の区長の活動状況は、見守り、相談、災害対応など、多くの活動が、無報酬やボランティアベースで行われています。現状での状況では、成り手不足が心配されるため、報酬の処遇改善の見直しを含め、検討できないかを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（柳迫 好則君） 総務課長、下川秀美君。

○総務課長（下川 秀美君） お答えを致します。

区長の役割と現状の認識につきましては、現在22の行政区があり、それぞれの自治区長さんの皆様には、行政と住民を結ぶ架け橋として、地域を見守り、相談対応、さらには災害時の自主防災会の会長として、多岐にわたる重要な役割を担っていただいております。近年の少子高齢化や社会情勢の変化に伴い、地域課題は複雑化しており、区長の皆様には負担が増大し、そして、それが成り手不足の懸念につながっていることは、まちとしましても十分認識をしております。

処遇改善の見直しについては、これまでも、物価高騰や最低賃金の改定といった社会情勢の変化を考慮し、必要に応じて検討をしていくとしております。地域コミュニティの維持は、本町の最重点課題の一つです。区長の皆様が誇りをもって活動でき、また次の世代がその役割を引継ぎやすい環境を整えることは、町政運営に最も重要であると考えております。今後も自治区長会等を通じて、現場の声を聞き、近隣市長の動向やまちの財政状況を勘案しながら、報酬を含む処遇改善について検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 5番、宮嶋弘行君。

○議員（5番 宮嶋 弘行君） 総務課長のほうから、前向きに検討していくような話もありましたので、元に戻ります。現在の報酬についてはですね、何年前に改定されたのか、また報酬の計算はどのように行っているのかを、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） 総務課長、下川秀美君。

○総務課長（下川 秀美君） 現在の自治区長さんに対する報酬費につきましては、津奈木町報酬及び費用弁償条例に基づきまして、平成29年度から各地区の一律の基本の平均割、18万円、

辻地区については9万円、地区の世帯数に応じた世帯割、1世帯当たり1,800円、役場庁舎からの距離に応じた距離割、1件当たり1,800円の3つの区分を組み合わせまして、毎年10月1日現在を基礎数値として算出しており、年2回に分けて支給をしております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 5番、宮嶋弘行君。

○議員（5番 宮嶋 弘行君） ありがとうございます。今、改定が平成29年、29年だったらもう逆に9年ぐらい前の話ですよね。これを考えるとですね、今、やっぱりこういう話の中に、私たちが今現状がですね、私たち議員も初め、いろんな職員の皆さんも、情勢を敏感に捉えた、そういう報酬の見直しは常にやっていただいています。その9年前からこの情勢でいいのかということですね、私はちょっと心配しています。その中で、総務課長の答弁が、本当に敏感に現場の声を聞きながら反映するというで伺いました。前向きな答弁が考えられているということで、私としてはうれしく思っています。

現在ですね、この成り手不足が途切れないということが一番重要な課題でありますので、その辺をですね、しっかりと頭に入れていただきたいなと思っています。なぜ今回この質問に至ったかは、私の地区においても、長年貢献いただきました区長の退任で引継ぎを行う上で、地区役員の数人をお願いに回ったわけなんですけど、なかなか、それをやっぱり引き受けていただけないというか、後継人がなかなか見つからないという状況で、本当に地区にとっても、これは大きな痛手になることが心配されました。これから世代に対して、これからの世代に対して、何が必要なのかを改めて痛感したところです。もちろん、報酬がメインではないというのは、もう分かっています。今までの状況から考えると、区長の仕事の内容としても、地区の末端まで行き届いた対応を行っていますので、引き続きとしても、大変な役目になることが、強く感じられているというのを思っています。町としても非常に大きな連携の役割を担っていることで大変ありがたい立場と考えています。その上で、いろいろな負担を考慮した流れで、今回における報酬や処遇改善を検討いただきたく質問させていただきました。

もちろん、条例等の見直しが必要であることも理解していますので、今後の成り手確保のためにも前向きな検討をいただけたらと思いますが、改めて成り手不足解消のために、報酬や処遇改善に対し、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 今、区長さん、小津奈木でもそうですけど、恐らくみんなの地区が同じ悩みだというふうに思っております。なかなか成り手というのが、私がやりますと恐らくないと思います。やはり、どうしても委員さんで、地区に誰が一番必要なのか、これからこういう方に絶対お願いしたい、それはあると思いますけど、なかなかお願いしても受けてもらえない。何回

も何回も行って駄目。それで、先輩たちは、小津奈木でも何回も何回も先輩たちがそういうのを繰り返し、また委員会で繰り返しながら、どうかお願いして、この人はやっぱりいいんだなということをお願いするといえますか、そういう立場しか私はもうないと思います。自分が口割りたいという方が出てきしたらそれでいいんですけども、やはり地区の皆様が、あの人にこれからお願いしたほうがいいよというのは、やはり地区の皆さんと言いますか、それが一番わかっていらっしゃると思いますので、ぜひお願いしたいと。一番そこが重要なかなというふうに思っているところです。なかなかそれは難しい問題ではございますけど、先ほど言われました報酬等を上げるというのも一つの方法ではあるかなというふうに思いますので、そちらのほうものもこれから状況を見ながら考えたいというふうに思っております。

○議長（柳迫 好則君） 5番、宮嶋弘行君。

○議員（5番 宮嶋 弘行君） 今、町長の思いがすごくお話していただきました。やっぱり地区で考えたときに、やっぱり考えるは人材、その人材が、どういう人材にお願いしないといけないか。やっぱりその地域にいろいろ貢献していただいている、いろんな面で動いていただいている、そういう人材がまずターゲットになるわけですね。そのターゲットに対して私たちはアプローチかけるという流れになるんですけど、そういう本当に私たち期待している人材がですね、逆にもう大変だから、もうできないからということでお断りいただいているわけなんですけど、そういう流れで、とにかく私自身がですね、やっぱり本当に必要な人材なんだけど、この人がなかなか引き受けてくれない、そういう現状を考えたときに、地域のやっぱりこれは本当に大切なコミュニケーションの場だから、その地域をしっかりとある程度人のネットワークでちゃんとつながっている人材がしてくれないと困るんじゃないかなと、そういうのをすごく強く感じているものですから、そういった面です、やっぱりこの人材を、どうやって納得させるかということになっていくと思う。ただ、納得させるための方法、これはなかなか今思いつきません。その中で、1つの事例として、こういう処遇もひとつちゃんとして見守って、ちゃんと対応してあげるよという考えです、やっていくのも1つの案かなというのを考えています。そういうところも、ぜひ前向きにですね、とにかく先ほど総務課長がありました、平成29年、もう9年前、人間10年は一昔といえますので、一昔前の改定ではちょっともう時代が大分動いているんじゃないか、そういうことも、踏まえながら検討いただけたらと思います。

それでは、次の2の民生委員、児童委員に関してですが、地域福祉の要となっています。特に津奈木町においては、高齢化比率が年々増加傾向となっているため、区長同様に、見守りや災害等の安全確認などで大きな負担となっています。成り手不足を含めですね、活動費の拡充を検討できないかを伺いたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） ほけん福祉課長、山下浩一君。

○ほけん福祉課長（山下 浩一君） お答え致します。

民生委員、児童委員は、令和7年12月に全国一斉の委員会選が実施されましたが、国からの委嘱を受けまして、3年間の任期で活動いただいております。本町の委員は、民生委員法並びに熊本県民生委員定数条例に基づきまして、民生委員の担当地区として、町内22地区を13ブロックに、児童委員の担当地区を本町地区、海浜地区の2ブロックに割り振りまして、民生委員13名、児童委員2名の総数15名の委員に活動いただいております。このうち1地区の民生委員が、昨年12月開選時に推薦が間に合わず未選出の状況でございましたが、現在は地区からの推薦などを受けまして、新たに令和8年1月1日付で国から委嘱を受け、活動を行っていただいておりますことから、本町では全ての地区で欠員を生じることなく活動をいただいている状況でございます。この御質問にあります活動費の拡充としまして、民生委員、児童委員の活動費の現状は、県を通じ国から年額を1人当たり6万200円が支給されており、これとは別に、本町民生委員・児童委員協議会に対し、県補助金の20万円を含みまして、総額で181万4,000円を活動補助金として令和8年度予算に計上しておりますが、この補助金から、町独自の委員の皆様へ活動費として年額を一人当たり5万1,600円を支給しております。県内や近隣市町では、3万円から5万円程度の活動費が支給されているとお聞きしておりますので、本町の状況はこれと比較しまして一定程度、比較的高い水準にあるものと考えております。また、これまで国県における制度改正や、他自治体の動向等を注視しつつ、民生委員・児童委員協議会などから、年1回以上、委員の個別活動や事業運営、必要な予算等に関してするヒアリング等を行いまして、その都度実情や要望を把握し、適切な措置を行ってまいりました。成り手不足の問題に関しましては、人口減少とともに全国的な課題でもございますが、本町におきましても、同様であることを認識しております。

これらの対策としましては、地域住民が民生委員・児童委員の活動をまず理解し、また関心を持っていただきまして、地域全体で協力体制を築くことが重要と感じております。民生委員・児童委員の皆様の活動がより充実した活動となりますよう、地域住民との連携と協働を図り、これまでと同様に様々な御意見や御要望に応じながら、委員活動の負担軽減と処遇改善を実施することで、委員の皆様がより活動しやすい環境づくりと地域福祉の向上を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 5番、宮嶋弘行君。

○議員（5番 宮嶋 弘行君） 山下課長が答弁できるかちょっと伺いたいんですが、県を通じ国から年額1人当たり6万200円と、これは県内全地区同じ金額になるんですか。

○議長（柳迫 好則君） ほけん福祉課長、山下浩一君。

○ほけん福祉課長（山下 浩一君） これは熊本県全体の金額になると思われます。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 5番、宮嶋弘行君。

○議員（5番 宮嶋 弘行君） 県によって変わるということで受け止めていいですかね。はい、分かりました。今説明を受けた上で、これは県の補助金とか、町のこれだけの補助を出しているということで、津奈木町の意識というか町自体の民生委員に対する意向というか、そういうありがたさをちゃんと受け止められているのかなというの少し感じています。

今、山下課長からありました、民生委員というのは、児童委員は厚生労働大臣から委嘱された、法律に基づいた公的な身分であることは理解しているところです。行政機関のつなぎ役としても大きな役割を持ち、無報酬のボランティアとしての側面が非常に強く感じられています。民生委員法第1条において、民生委員は社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って、相談に応じ及び必要な行いをもって社会福祉の増進に努めるものとする規定されています。このような精神的に負担のある考えを理解した人がですね、今の現状の民生委員さんは十分ある程度理解されているのかなというのを感じていますが、これから先、私の立場に立っていると、私は思っていますけど、これから先、町内にどれだけ存在するのか、それが今後ですね、成り手不足として心配される場所だと思っています。これに関しては全国的にも民生委員の成り手不足というのは心配されているということは耳にしています。これは2年前だったですかね、宮崎県議会としても成り手不足と負担増の物価高騰も踏まえですね、処遇改善を求めているということで意見書をですね、国に提出されています。また、全国社会福祉協議会もですね、国に財政措置の拡充を要望しているということで、こういった環境の変化が生じていることや人口減少と少子高齢化など人口構造の変化、単身世帯の増加など、地域のつながりの希薄化、社会構造の変容により多様な対応の複合化した課題を有する支援が必要とされています。

津奈木町は高齢化率も46.1%と高くなり、これからはさらに大きな大変な時期になるのかなということが想定されます。高齢者の単身世帯も増加することが考えられます。中長期的にどのように担い手を確保し、民生委員活動の活性化を図っていくのか、持続性ととも考えていく必要があると考えます。報酬や処遇改善をですね、町独自の妙案で検討していただけたらと思いますが、現状として十分なのか町長の考えがあったら伺いたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 民生委員というのは、先ほど宮嶋議員がおっしゃったとおり非常に全国的に成り手不足、これも恐らく国もある程度そういう情報とか言っているというふうに思いますし、各自治体もどうしたらいいのかというのが非常に頭を悩ませているところでございます。その成り手不足がどうして起こるのかとか、そういうのもいろいろ各自治体で分析をされておしま

すけども、分析してもなかなか成り手がいないということ、それと報酬を上げてもどうなのかなと。民生委員の発端といいますか、いわゆる奉仕の精神でやるんだよということが根底にありますものですから報酬を上げて上げてというそういう解決できるようなものじゃなくて、奉仕の精神、いろいろ民生委員さんも私もずっと先輩たちがやってきたのを見ておりますし、今ずっと若いときには民生委員をやって今施設に入っていらっしゃる方が結構いらっしゃいます。その後継ぎをあの人がやっていたやっていたという若い人が今継いでいるわけですが、なかなかやはりいろんな何て言いますか、非常に仕事が今度は多くなってきたといいますか、活動で非常に負担が大きいということが非常に民生委員さん自体も認識をされております。それで、地区委員会とかあるいは研修とか行事の数が多くて、時間的拘束が非常に負担になるとか、そういうことが土日夜間の対応とか、そういうのが非常にやってはいるんですけども、非常に精神的な奉仕をやって、非常にいいといいますか、精神的に本当に民に恩返しをしているといいますか、そういうお世話になった、それで認識はされているんですけど、非常につらいということではなかなか難しい、恐らく一朝一夕ではなかなか解決できないような報酬をぼーんと上げて、じゃということでもないような気がしますし、それはもうあくまでもプロの仕事といいますか、やはり精神的なもの寂しいとか、一人をどうしていくとかかそういう、民生委員さんの喜びを恐らく（ ）するのも一つの方法かなというふうに思います。なかなか私これということではちょっとできないんですね、報酬を上げることはまた国にお願いし、県にお願いし、そういうのであればまた町も何かできるかなとそれはもう状況次第で検討はしていきたいというふうに考えているところです。

○議長（柳迫 好則君） 5番、宮嶋弘行君。

○議員（5番 宮嶋 弘行君） 今町長のほうもですね、大分頭を抱えながら一応答弁していただいたわけなんですけど、やっぱりこの私も将来性を考えたときに、津奈木町の今から先がやっぱりこうあって、やっぱり民生委員さんに対する高齢化とか例えば今から高齢になってまた独り暮らしの世帯とか、そういう現状が増えていく、そうしたときに余計な民生委員の活動というのは大変な状況に陥る、先ほど言われたようにこれは民生委員自体はやっぱり国とか、そこら辺が基本になってやることなんですけど、ボランティア精神というのがすごく重要視されています。ただボランティア精神だけでこれが国としては名誉職みたいな立場でいられるわけなんですけど、それだけで今後やっぱりそれでじゃあこれはこういう立派な民生委員の仕事なんだから、これはやっぱりぜひあなた頑張ってもらえんのですかと言ったところで、それを十分理解して引き受けてくれる人がいるのかと、そこが一番の私のやっぱり心配するところでもあります。そういうことを考えたときに、今後、どういう状況であれ、こういう人の人材がですね、欠けないこと、こういうことをしっかりと協議していただけたらと思っていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひ

ます。

それでは、次に、サイクルツーリズムについて伺います。①の2026年度、令和8年で、これは推進事業が終了予定になっています。道路の整備等は本当に矢羽根関係がちゃんと設置されて、もう進んできたという感じがしていますけど、この町の活性化についてですね、どのようにつなげていくのかを伺いたと思います。

○議長（柳迫 好則君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。

ハード整備につきましては、令和4年度からの5カ年計画により、八代から水俣芦北地域を結ぶ4つの主要ルートの整備が着実に進んでおります。今後はこの道を舞台にサイクルツーリズムを核とした誘客を推進してまいります。その中心となりますのがくまもとみなみおれんじシーサイドライドでございます。これは参加者の満足度も高く、リピーターも着実に増加していることから、令和9年度まで開催の予定でございます。コースと地域の認知度向上を図り、津奈木町への誘客につなげてまいりたいと考えております。

また、津奈木町は八代水俣シーサイドルートのほぼ中間に位置しておりまして、温泉や景観、アートなど、立ち寄りと滞在につながる資源を有しております。つなぎ温泉ホテル「四季彩」を滞在拠点として、町内での消費拡大を図るとともに、ルート沿いの野外彫刻や旧赤崎小学校などのフォトスポットを生かしたアートサイクルマップなどの整備もSNSを通じた知名度向上に有効ではないかと考えております。

また、さらにイベントでは、地域食材を使った振る舞い食がサイクリストに大変好評で、地域の食の魅力を直接届ける機会ともなっております。こうした取組をイベント時だけにとどまらず、町内の飲食店や百貨店の立ち寄り特典など、日常のサービスとして定着させ、リピーター確保につなげていきたいと考えております。ハード整備が整いつつあります今津奈木町として素通りさせない仕掛けづくりに注力し、サイクリストがわざわざ立ち寄りたくなる町という地域活性化ができればと思っております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 5番、宮嶋弘行君。

○議員（5番 宮嶋 弘行君） これは海浜の住民の方は本当にシーサイドラインという本当私も大好きな道路の中で、すごくいいコースだなというのを感じています。多くの自転車が通行していることは実際目にされているのかなというのを感じますが、なかなかシーサイドラインと今度は町内のほうに目を向けたときに、参加者との触れ合いの機会というのは何か少ないような気がするわけなんですね。これは先月2月28日土曜日に私もたまたま海浜のところを散歩していました。多くの自転車、新聞紙上にも乗っていたんですが、自転車とすれ違ったもんですから、関

係者の方がたまたま道沿いで応援されていたので、ちょっと内容を伺いました。八代をですね、午後8時出発で、水俣までのコースに県内外から150人ほどが参加されていると伺い、水俣エコパークがゴールでイベントブースも設けられていると伺いました。これはですね、先ほど荒川課長からも伺ったように、くまもとみなみおれんじシーサイドライド実行委員会の主催で、八代及び水俣芦北地域サイクル推進教育会が連携したイベントとなっています。道路整備関係には、これは国からの補助を受けていると思います。これはですね、直続の地域の金子国土交通大臣もですね、御尽力いただいているんじゃないかなと思っています。

県内地域への活性化を重んじての取組が行われていますが、津奈木町としても通過地点ではどうしようもないと考えています。また、せっかくですね、矢羽根が道路上に整備されましたので、町のイベントや町民用にファミリーコースや一般向けのサイクルコースの設定などを検討していきながらですね、町の活性化につなげていただけたらと思っています。これにですね、合わせて今課長のほうに答弁した中で、四季彩とか百貨堂辺りですか、その辺に回っていただくようになっているということなんですが、その数字的な実績というのはどうなのか、ちょっと分かったら教えていただきたいと思っています。

○議長（柳迫 好則君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。

くまもとみなみおれんじシーサイドライドの開催はこれで今年で3年目になるわけですが、大体通常150名ほどの参加者を見込んで参加していただいております。またコースをたびたび変更しておりますので、まだ検証中のところもございますけれども、大体200人ぐらいの参加者の想定をしてこの大会を開催しております、大体予算的には400万円ほどの予算で、県が300万円沿線自治体が100万円に対して負担金を出しているというような状況でございます。400万円の予算ではございますけれども、やはり事業効果としましてはですね、そのイベントだけでなくイベントに参加した方々でのSNSや口コミの発信ですとか、あとは肥薩おれんじ鉄道のサイクルトレイン等の運行も行っておりますので、イベント以外での効果というのも徐々に見えてきているところかと思っておりますので、さらにまだ令和9年度までは開催を進めてまいりますので、効果が上がるように努力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 5番、宮嶋弘行君。

○議員（5番 宮嶋 弘行君） とにかくですね、私として、今課長が言われるように津奈木町はですね、何らかの形でPR、それをしっかり行ってですね、通過だけじゃだめだと思います。そういう流れをしっかりと押さえてもらって、結果的には参加者というのが県内外から見られているというのは本当にチャンスだと思うんですね。そのチャンスをやっぱり生かすということをして

ね、しっかり頑張っていたきたいなど、そういうふうに観光推進と合わせですね、経済効果へ一段レベルアップする働きかけをですね、お願いしたいと思います。

最後に台湾交流について伺います。

①の台北市の博嘉実験国民小学校児童らが津奈木町の児童と価値観や文化に触れた国際交流を行い、非常に貴重な体験となっています。これから子供たちにとっても見聞を広めるために、台湾への交流を推進していくことが大切と思われるが、どう考えているのかを伺いたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答え致します。

本事業は政策企画課が所管課でございましてその取組についてまず説明をさせていただきたいと思えます。

この取組は町の特色あるアートによるまちづくりや環境に配慮した地域づくり、農業体験など、地域資源を活用し、新たな体験型旅行商品の造成と台湾からの交流人口の拡大を目的に、教育旅行の実証事業として行ったものでございます。本事業は、主に国の「環境首都」水俣・芦北地域創造事業補助金、これを活用した低炭素型観光コンソーシアム事業として実施をしております。

まず、令和6年7月に台湾との交流のきっかけづくりとして、少年野球を通じた交流事業を実施し、この交流を契機としまして、台湾の台平市博嘉実験国民小学校が津奈木町の取組に関心を示したことからオンラインによる町の紹介ですとか、意見交換を行い教育分野での連携の可能性について検討を進めてまいりました。その後、令和7年2月には、町職員らが同校を訪問し、教育交流の可能性について意見交換を行い、さらに、令和7年8月には同校の校長や教員が津奈木町を訪問し、津奈木小学校との交流や町内の教育資源の視察を行ったところです。こうした準備を経まして、令和8年1月には、教育長及び津奈木小学校長など関係者が台湾へ出向き、訪問し、交流内容の具体的な調整を行ってまいりました。その結果、令和8年2月には博嘉実験国民小学校の児童18名と教員3名が津奈木町を訪れ、津奈木小学校との交流事業や町内での体験プログラムを実施する運びとなりました。この交流は、学校同士の交流事業に加え、地域文化や自然環境に触れる体験活動などを通じて、児童が互いの文化や価値観を学び合う貴重な機会になったと考えております。

また、本町では台湾との交流を教育分野だけではなくて津奈木美術館のアーティスト・イン・レジデンス事業ですとか、海渡りへの大学生のインターンシップなど、幅広く広げておりまして、文化や人材交流の面でも関係が現状としては深まりつつあるというところで、以上、取組の説明とさせていただきます。

○議長（柳迫 好則君） 5番、宮嶋弘行君。

○議員（5番 宮嶋 弘行君） 今、課長の答弁の中に、水俣芦北創造事業、これの利用をされた

ということですよね。水俣とか芦北はどんなふうに行っているかという情報はあったら教えていただきたいんですけど、分かりますか。

○議長（柳迫 好則君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） 芦北町ではカンボジアへ学校を建てるような事業ですとか、イギリスへ子供たちを派遣するような事業、また水俣もアメリカやヨーロッパまた台湾との姉妹都市の協定など、聞いている中では盛んに国際交流をされているという印象は持っております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 5番、宮嶋弘行君。

○議員（5番 宮嶋 弘行君） 隣の市町村は頑張っている国際交流をやっているというような考えで受けとめています。

今説明を受けた上で、私も学校の運営協議会の立場としてもですね、この間ちょっと会議がありまして、小学校長にもどのような状況だったのかというのを伺いました。非常にお互いが興味を持った交流として深いつながりを感じたと聞いています。これを機会にですね、津奈木の子供たちも台湾へ行く機会があればなというような大きな礎としてですね、大切かなと感じているところです。それでですね、先ほどありました台湾へ視察に行かれた教育長によかったら感想等を伺いたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） 教育長、濱田良彦君。

○教育長（濱田 良彦君） お答え致します。

今年1月25日から27日にかけて、台北市の博嘉実験国民小学校に津奈木小学校校長と教諭、それから政策企画課職員及び地域おこし協力隊員とともに視察訪問に行っていました。訪問の目的は3つありまして、1つ目は博嘉実験国民小学校から津奈木町への訪問及び2月24日の交流会に向けての詳細な打ち合わせ、2つ目は博嘉実験国民小学校の状況について、3つ目は本町の子供たちが台湾を訪問する機会があれば、どのようなプログラムが考えられるか探るものでした。台湾では休暇に入っているということで、現地の子供たちの様子や日常の教育活動を見ることはできませんでしたが、博嘉実験国民小学校は芸術に力を入れている学校です。実験という名前からも分かるように、他校とは違う特別な教育課程を編成しており、教科横断的な学習を通して基礎的な学力もつけようとしている点など参考になったところです。

津奈木町の子供たちがもし台湾を訪問する機会を設けることができるという視点で台北市の数カ所を訪問しましたが、日本との文化の違いを理解したり台湾の特色を味わえたりする場所が多く見られました。これから成長する子供たちにとって、多様な価値観や異なる文化に触れ、国際感覚を養うことは重要になると考えます。今後も国際交流の視点で博嘉実験国民小学校等との継続した交流ができれば、本町の子供たちの成長に有意義なものになるという感想を持ちました。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 5番、宮嶋弘行君。

○議員（5番 宮嶋 弘行君） 今行かれた内容で感想をいただきました。今回の対象となる学校、台湾の博嘉実験国民小学校ですか、これは芸術が中心によく頑張っている学校だということみたいです。これはですね、今の情勢の中でですね、今すごく台湾には目を向けられています。いろんな形で各自治体、これは各市町村も同じような考えだろうと思いますけど、台湾の学校や市町村、こういう友好関係を結ばれているところが多いんですが、町としてもですね、この市政方針の中に日本と台湾をアートで通じて考える機会を創出すると述べられました。これに対してですね、アーティストのみを受け入れるその中での交流だけなのか、そこら辺の町としてもちょっと台湾のどこかをちゃんとリサーチしながら交流を行いたいと考えているのか、そこら辺を町長の考えがあったら伺いたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 今、濱田教育長のほうから答弁がありましたとおり、非常に視察をされて感想を持っているいろいろ報告といたしますか、それが今あったと思いますけども、やはり今濱田教育長の答弁にありましたとおり、子供たちの交流、せっかくできたのですから、非常に交流を続けていきたいというふうに私は考えております。

○議長（柳迫 好則君） 5番、宮嶋弘行君。

○議員（5番 宮嶋 弘行君） 今やっぱりこういう交流はせっかくこういう機会を設けた以上はこれから先いろいろな形で広げていけたらというのも感じていますので、こういう機会をぜひ今後も生かしていただきたいなと思っていますのでよろしくお願いします。

最後に、挨拶になりますけど、これから本当に非常に心配される戦争等が大きな流れと今私たちの中に危機感を感じています。また、先ほど大川議員からもありました町に対しては産廃の問題も上がっています。ということで、本当に町民の声としても安心した声がなかなか聞こえません。迅速な対応がより一層求められることだと思われれます。議会と執行部が一丸となり取り組めるようよろしくお願いします、私の一般質問を終わります。

○議長（柳迫 好則君） 以上で、5番、宮嶋弘行君の質問を終わります。

.....

○議長（柳迫 好則君） ここで5分間休憩を致します。開始は11時16分から始めます。暫時休憩を致します。

午前11時11分休憩

.....

午前11時17分再開

○議長（柳迫 好則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に6番、本山真吾君の質問を許します。6番、本山真吾君。

○議員（6番 本山 真吾君） 皆さん、おはようございます。6番、本山真吾でございます。冒頭ですけれども、昨日ですね、ガソリンスタンドの前を通りましたら、えらい長蛇の列といいますか、ありまして、情報を知らなかったものですから、何だろうかと思って、よくよく後で調べましたら、やはりイランのホルムズ海峡の影響でガソリンが高騰するということで、消費者の皆さんがびっくりして、ガソリンスタンドに向かわれたということが分かりました。私も行ったんですけれども、20リッター限定というような形で、何か聞いたら二十四、五円ぐらい上がるとかという話だったんで、また一般の町民の方におきましても、非常に物価高騰の折、大変苦労されている中、また新たな問題といいいますか、値上がりがあったということで、今後恐らく政府のほうも対応はされますけれども、その分を十分配慮していただいて、町民の方々に安心していただけるような施策を打っていただければと思いますので、冒頭ですがよろしくお願い致します。

さて、今回の質問も、地方自治法第1条の2、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとなっております。これを念頭にしまして、津奈木の子供と保護者への福祉を念頭に質問を主にさせていただきます。

今回はですね、美術館関連でややセンシティブ、慎重な扱いを要するような質問も含まれると思いますけれども、どうぞ明確な御回答をお願いを致しまして、よりよい津奈木町の運営に役立てていただけるような質問になればと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、議長の許しを得まして、随時質問をさせていただきます。

津奈木美術館の展示方法について、御質問をさせていただきます。

今回の施政方針の10ページには、本町の大きな誇りであるアートを通じた教育と地域振興については、さらに進化させてまいりますとあります。最近の津奈木美術館の一部展示内容についてですけれども、熊本現代美術館で展示見送りになった作品の展示に始まり、台湾作家によるジェンダーの平等を主軸においた作品の展示、また、しばしば公的機関で物議を醸し出した作者の招聘、作品の展示など、公共の美術館が展示するには意見が分かれる展示が見られます。子供などが鑑賞するには問題があるのではないかと思います。特に中学生等の多感な時期にある子供たちへの教育的配慮について、町及び教育委員会の見解を伺いつつ、今後の方針について聞いておきたいと思います。

まず、町の方針等についてですね、見解を御説明願えればと思います。

○議長（柳迫 好則君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。

町のほうの方針ですので、私のほうからお話をさせていただきます。

美術館の展示内容につきまして、議員から御意見をいただいていることは真摯に受け止め、津奈木美術館の役割と展示方針について、少し丁寧に御説明をさせていただきます。まず、公立美術館とはどのような施設であるかという点からお話ししますが、世界的な博物館、美術館の指針を定めます国際博物館会議というのがございますが、こちらでは、博物館、美術館を多様性を育み、教育や知識共有のための様々な経験を提供する機関と定義しております。公立美術館は、特定の価値観のみを提示する施設ではなく、多様な芸術表現を通じて、人々が様々な視点に触れ、自ら考える機会を提供する文化施設と定めておりまして、津奈木美術館もこの理念の下で運営を行っております。

議員がおっしゃる現代美術の展示についてですけれども、現代美術は社会問題や時代の課題と深く関わるため、様々な意見や批評にさらされていること、これも珍しくないんですけれども、幅広い議論や批評の対象となることは、それだけ多くの方々が注目されているという証でもございます。津奈木美術館として、展示の採否は、学芸員が企画案を作成し、外部での評価や賛否も踏まえた上で、十分内部で協議、検討して判断を致しております。

また、美術館の教育的配慮というところでいいますと、美術館では、アーティスト・イン・レジデンスに伴う中学校との鑑賞事業や出張事業において、事前に担当教諭や校長との相談の上、学年に応じた学習支援を行っております。2025年成果展においても事前協議の上で実施をしたところです。

芸術鑑賞は、多様な表現に触れることで、思考力や感性を育てる教育的義務があると考えております。加えて、アートを通じた学びといいますのは、子供たちだけに限られるものではございません。美術館における教育は、年齢や立場を問わず、アートに触れた全ての人が自ら考え、感じ、気づきを得るという生涯を通じた学びであります。アートとの出会いを通じて、町民一人ひとりが感性を豊かにし、地域への誇りと愛着を育むことが、議員御指摘のアートを通じた教育という観点にも深くつながるものと考えております。今後も、議会及び町民の皆様の御意見を丁寧に伺いながら、住民と地域がともに成長するまちづくりを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 6番、本山真吾君。

○議員（6番 本山 真吾君） どうも、現代美術の分野において、ちょっと私の見解の相違があると思いますので、私のほうからちょっと、解説じゃないんですけれども、私の言える範囲内で、ちょっと御指摘をさせていただきたいと思うのですが、現代美術といいましても、幅広い分野があると思われまして、うちの美術館としては、現代美術館というような特定の分野に偏った展示をするような目的ではまずつくられていなかったんじゃないかなと思います。その中でも、今説明

がありました、現代美術に関するのも、たしか全ての資料はちょっと今持ち合わせていませんけど、6つぐらいの分野に分かれており、今解説をされましたお話は、現代美術においても、ソーシャリー・エンゲイジド・アートと呼ばれるもので、社会問題、政治、人権、環境、ジェンダーなどに直接関わる社会的に変化を促そうとする芸術を指します。この手の作品は、社会への批判や議論の喚起を目的としているため、どうしても物議を醸したり、特に公共の美術館等では、しばしば問題になる場面が多いと思います。先ほど言いましたとおり、熊本現代美術館で展示見送りになった作品であるとか、あるいは台湾作家によるジェンダーの平等を主軸に置いた作品の展示、これはジェンダーというのが、最近のLGBTの関連の理解増進法などに基づきますから、これから先は少しそういうのも配慮せんといかんのかなというのは分かりますけれども、現時点で積極的に中学生とかに見せていいものなのか、あるいは今、今年もやられます作者の分につきましては、過去の展示において一流ブランドの題材を加工したということで、社名とかはちょっと伏せますけれども、そういうブランドからクレームが来て、即日展示を取りやめ、後では展示をする折り合いがついたみたいですけども、いろいろそのほかの展示物についてもトラブルといえますか、なかなか受け入れがたい公共の美術館等ではできないような感じであります。

また、その分野について、別に展示がいいとか悪いとか、その作品そのものは別に否定するつもりはないし、私自身もどちらかといえば興味をそそられる部分もあるんですけども、対外的に公共の施設としての公営の美術館で、この手の類いの美術品、芸術品を展示しているのは、少なくとも積極的にはないように思います。

全ての芸術品にそれぞれの作者の思いがあって、またそれを受け入れられる、見る人もたくさんいらっしゃいますので、それ自体は特に問題はないかと思うんですけども、ただ、公共の利益を目的とした公営の美術館、特に美術館もそろそろ30周年近くなるんじゃないかなと思うんですけども、今後ですね、せっかくこの小さな町に立派な美術館を建てて、どういう目的で運営されてきたのかということを考えてですね、もう少し配慮があるべきではないか。特に子供の教育等というような感じで、アートを通じた教育、地域振興ということであれば、住民福祉の観点からいっても、いささかやり過ぎではないかという点が私は思います。このことについて、今後も一応その方針は、町としては変わらないような形でしますか。最終的に町長には聞くんですけども、よろしくをお願いします。

○議長（柳迫 好則君） 教育長、濱田良彦君。

○教育長（濱田 良彦君） 展示のことにつきましては、ちょっと所管外でございますけれども、お尋ねにありました児童生徒に作品を鑑賞させる際の教育的配慮等という点で、お答えをさせていただきたいと思います。

先ほど議員が御指摘がありましたとおり、以前公共の美術館が展示するには、意見が分かれる

状況があったということでございましたけれども、その際、児童生徒が学校の教育活動として作品鑑賞をしたのか、またはどのような教育的配慮があったかについては不明であり、その時の状況についてはお答えできません。今回御指摘がありました台湾作家による作品の展覧会について、ジェンダーフリーに係るテーマを想起させるような作品が一部あったことは承知しております。この作品を授業の一環として鑑賞したのは、中学1年生と2年生。小学生は鑑賞の時間は設けておりません。

なお台湾の作家の方は、中学校等の美術の授業において、生徒たちと交流を深め、美術の技法に係る指導等を行っており、生徒はその技法に驚くとともに、アドバイスを受けながら積極的に表現活動を行っていたと聞いております。

図工美術におきましては、感性や創造力を働かせて鑑賞する資質、能力を育成することが重要となります。よって作者の作成意図を想像したり、表現の面白さを感じ取ったりすることは、鑑賞の重要な要素であると考えます。今回の作品鑑賞につきましては、ジェンダーに係る捉え方、感じ方は人それぞれ多様化しており、中学生は性に関する教育等を通じてLGBTQに係る知識もありますので、教育的配慮からの問題は特にないものと考えております。

あくまでも、教育的見地という立場からの回答になりますが、今後の方針としましては、表現の自由を尊重しながらも、例えば一方的な政治的メッセージが強く中立性を損なうものであったり、他者を誹謗中傷するものであったりするなど、児童生徒が鑑賞するにはふさわしくない作品がもしあるとするならば、学校における学習の一環として鑑賞を実施することは好ましくないと私は考えております。

○議長（柳迫 好則君） 6番、本山真吾君。

○議員（6番 本山 真吾君） LGBT関連、ジェンダーの作者のあれにしては、特別私も問題っちゅうほどの問題ではないと言われれば、そうだろうと思うんですけども、ある程度学校の授業の中で、あのような作風を教育の一環として、学校が積極的にといいますか、連れて美術館に行って見せるにしては、ちょっと問題があるんじゃないかなと思った次第です。個人的にはですね、その作品作品にはいろいろありますし、先ほど言いましたけど捉え方一つで全然変わってきますので、それは個人としてはいいんじゃないかと思いますが、学校教育の中でやるとなると、やっぱり慎重に検討してもらえたらなと思います。

今回一番問題になるのは、もう一つのジェンダーじゃないほうですね。作者名は言わないほうがいいんだよね。方の作品とかですね、いわゆるバッタもんとかいうような彫刻をしまして、某有名ブランドの作品をパロディ化したような作品でですね、確か神戸のほうだったと思いますけど、美術館展示の際にクレームが来て即日展示をやめたとか、あるいは沖縄の地域の美術品で米軍の落下するのと、落下ですね、欠けたような形で、ちょっと地元の住民から強い反対があっ

て、作品にベニヤ板を張って、見せないほうがいいというような、しばしば問題になるような作品が見られたということを私が発見しましたので、今後につきましてはどうなのかなというような思いがあります。

できれば、本当心清らかな津奈木の子供たちを育てるためには、極力今の時点ではやめてもらいたいというのが個人的な意見。特に今は、一々そんな刺激が多いようなものを学校で、連れて見させなくても、スマートフォンもありますし、インターネットもありますから、興味がある人もじゃんばりばり見られるわけですね。その中で学校の方針としてどうかするのはちょっとおかしいんじゃないかと。また美術館の運営に関しても、基本的には住民のために何がためになるのかというのを考えていただければですね、このような作品の展示というのはちょっと考えなければいけないんじゃないと思うわけでありませう。

一応、今後の展示につきまして、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 小さな町の美術館ということで、私は先ほど政策課長が答弁したとおり、美術館、博物館というのは多様な表現、これをやるということで、私はそっちの方向にいろいろな表現方法があつていいのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 6番、本山真吾君。

○議員（6番 本山 真吾君） 多様性は、どこも最近何ちゅうかキーワードみたいな形になって、多様性、多様性と、表現の自由を認めなければいけないとか、いろいろ、昔に比べれば、それこそ意見も多様化しておりますけれども、私がここで言いたいのはですね、津奈木美術館自体が先ほども言いましたけど、建設をされて、この小さな町に、多額の予算を敷いて、また年間の予算もそれなりにかけて、住民の税金も一部使いながら運用するような公的美術館においては、今回の作品は少し問題がある。少しじゃないですね。私的にはちょっと大きな問題があるんじゃないかと思ひます。

町長自体も多様性を認められるというのはですね、分からないわけでもないんですけども、あまりにも、何といいますか、多様性、多様性という言葉に、踊らされといいますか、それを認めるがあまり、本来の教育や住民の利益にそぐわないような展示とかが行われるのは、ちょっと私的には悲しいと思ひます。この辺は意見が分かれるところでありませうけれども、できるだけそういうのは真剣に議論していただいて、また作品の購入する際の委員会とかも、私が務めております総務振興常任委員会の委員長は、当て役的なもので会議にも参加するんですけども、いいときと悪いときの考えというか、私の好みはあるんですけども、まあちょっと疑問に思ひするような作品もありますし、そういうのはちゃんと検討をまずしていただいて、そういう町の方針をは

っきり出して、やってもらいたいと思います。

多様性は認められるということだったんで、まあそう言われればですね、仕方がないのかなと思いますけど、これはもう後々物議を醸し出す局面が多くなると思いますよ、私は。だから今の時点で方針ははっきりさせていたほうがいいんじゃないかと、忠告はしておきます。

また、津奈木町にあります津南橋ですか、中学校前のヒマワリ、彫刻がありますけれども、あるいは津奈木美術館前にありますトルソの作者である佐藤忠良氏という方にお世話にもなっておりますし、展示もしてありますが、美術の教科書ですね、少年の美術、現代美術者、1984年、ちょっとかなり前の教科書に寄せられた一文には美術を学ぶ人へと題した寄稿文の中に、「人間が生きるためには知ることが大切です。同じように感じるのが大事です。私は皆さんの一人一人に本当の喜び、悲しみ、怒りがどんなものが分かる人間になってもらいたいのです。美術を真剣に学んでください。真剣に学ばないと感じる心は育たないのです」と寄稿されております。重ねて言いますが、本町において美術館の展示物の企画に関わる人たちは、将来を担う子供たちの教育の一環として、本質的に何が大事なのかを再度認識していただき、よりよい美術館の運営を行っていただきたいと強く願います。

この話題はこの辺で今回はやめておきたいと思います。

第2に、また、公営塾について伺いたいと思います。

同じく、施政方針の教育分野の内容では、子育て政策の一環であるとか、また子供の未来への投資としては内容が薄いように感じました。過去に4回ほど、公営学習塾について質問をしております。最近ですね、議員研修先で訪れました佐賀県大町町や熊本県南小国町においても、公営学習塾を子供たちへの福祉の一環として実施されておられました。ここで再度公営学習塾の実施について伺いたいと思います。

まず、教育委員会の見解をお伺い致します。

○議長（柳迫 好則君） 教育長、濱田良彦君。

○教育長（濱田 良彦君） お答え致します。

これまでも本山議員からは、学習環境の整備という観点から、公営学習塾の設置について質問をいただいているところです。全国学力学習状況調査の結果において、通塾率が低くても学力を向上させている県の事例が見られることや、全国学力学習状況調査の報告書をもとに、学力向上には特に授業の改善を初めとした日々の教育活動の充実が求められていることから、教育委員会と致しましては、学校外の教育環境の整備より、まずは毎時間の授業の充実など、学校教育の充実に注力したいという回答を以前しており、この考えに変わりはありません。

一方で、学校の教育課程外の取組として、現在、津奈木中学校で行っている文部科学省の事業である地域未来塾では、外部人材を活用した学習支援も効果を上げていることから、学校等から

の要望や必要性が確認できれば、対象学年や教科を焦点化した外部人材等を活用した学習支援について、検討することは以前述べているとおりです。質問の中にございました佐賀県大町町は、公営学習塾を民間委託で運営しており、一方、熊本県南小国町では、地域学校共同活動の一環として中期住民らが児童生徒に学習支援を行うなど、目標によって取組の方法は様々であることを確認したところです。現在、外部人材等を活用した学習支援について、喫緊の必要性や要望等は確認されていない状況ですが、今後とも子供たちの学力及び学習状況等を丁寧に分析しながら、外部人材による学習支援を行うとすれば、何のために行うのか、その目的を明確に整理した上で、実施の有無も含めて検討を継続していきたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） 6番、本山真吾君。

○議員（6番 本山 真吾君） 前回の回答とほとんど変わっていないというのがありで、ちょっと残念だなという気持ちがあるんですけども、何せ今回の公営塾の開設について議員の研修に行ったわけではなくて、行った先がたまたま聞いてみたら公営学習塾を積極的に展開していると。過去の私の濱田教育長のなる前だったんですけども、行ったときでも文科省のデータではですね、たしか7割近くの子供が何らかの形で塾に通塾していますよという話。それと、一番最初この質問をしたのがですね、令和2年の多分第2回の定例会で1回目の質問をさせていただいたんですけども、私の子育ての経験から、都市部の子供たちに比べてどうしても田舎の子供たちは都市部と田舎の教育環境格差があるのではないかと。実際ではそういう第1回目は鹿児島県の錦江町の未来塾で行政的に積極的にやられてますよということで紹介をして、津奈木町でもするつもりはないですか、できませんかということでした。ところが議員も研修に行きますと、犬も歩けば棒に当たるじゃないですけども、結構な確率でその自治体が子供に関して福祉として教育格差解消のために、町長自らが公約に掲げ、子供の教育環境是正のため公営学習塾をやっておられる現実があります。先ほど濱田教育長から言われましたけれども、夏休みに行われております未来塾ですか。確かに私がPTAの役員をしていて会議に出席したときには、説明の中では熊本県の方針としてかなり取り組んでいられるところがあって、短期間ではありますけれども、外部から塾講師を呼んで、学校内でやるというような形でしたので、それはそれなりにいいことだなと思いますし、また今教育長の答弁でも効果があるということでおっしゃっています。そのことをちょっと深掘りしたいんですけど、例えば未来学習塾で効果があるということが分かっているながら、通年を通じてできない、できない、する必要はないというような理由はどのように考えられますか。

○議長（柳迫 好則君） 教育長、濱田良彦君。

○教育長（濱田 良彦君） 地域未来塾におきましては、夏休みの限定で子供たちにも学習環境等に時間的にも余裕がある時期、そして内容につきましては、夏休みの学習課題、宿題になります

けれども、学習課題について自分の目的に応じて学習を進める中で不明な点を先生方に、外部の方に教わるというスタイルを取っておりますので、未来塾と言いながらも基本的には自分のペースで学習を進める中で、そこをフォローしていただくというシステムになっております。ですので、未来塾ということにつきましては、自分たちの目的に応じた学習を進めるペースを支援していただくということになりますので、厳密には塾というものとは違いますけれども、効果があるというふうに述べているところでございます。

○議長（柳迫 好則君） 6番、本山真吾君。

○議員（6番 本山 真吾君） 効果があるのと、予算的で熊本県からもたしか配慮がされていたと思います。単独で公営塾を津奈木町ですととなりますと、予算も絡みますし、これは慎重にしなければいけないという気持ちも分からんではありません。ただ、例えば高校、地元の高校もちょっと恥ずかしい話というところなんですけれども、やっぱり熊本県南部の地元の高校はですね、どうしても偏差値が低い。多分下から2番目とか3番目ぐらいの学校が存在します。そればかりではなく、成績次第では熊本市内を初め八代辺りに電車通学なり、あるいは高校、大学進学を兼ねて親御さん、保護者共々というかですね、一緒に移住をされておられる方も見られます。

もう一度考えてもらいたいですけれども、子供にとってですね、やっぱり貴重な時間というか過ごし方というのは非常に大切なものではないかと思います。一説によりますと、大学進学を考えたときに、有名大学とか難関大学と言われるところに進学するためにはですね、3,000時間から4,000時間ぐらいの勉強が必要だと言われているそうです。非常にですね、田舎は情報にもうといし、また現実的に周りに大学進学する先輩方も少ないですからですね、なかなか勉強すること自体に興味を持つというようなことは難しいかと思う面はありますけれども、この辺は、例えば南小国町、町長が高橋周二さんだと思いますけども、公約に掲げられて、されている。要するに子供の未来のことを考えれば、やはり学習環境は格差があってはいかんというようなことで頑張っておられます。

また、ちょっと紹介をしておきますけれども、何かと話題が多い松本洋平文科科学大臣が、最近、公営塾を国策として推進しようとするコメントを会見や国会、委員会で質疑応答の中で発言をされております。内容にしましては、学校外教育格差の解消、福祉としての教育ということで、授業料無償化だけでは、放課後の塾代や家庭教師代を払える家庭というのと、そうでない家庭の学力差、教育格差は埋まらない。これを家庭の自己責任にせず、自治体が公的に支えるべきだと発言をされております。その中で、佐賀県大町町の町塾が出てくるんですが、大町町のように算数など特定の基礎学問に絞り、福祉の一環として無料でプロの指導を提供するモデルは、家計への直接的な支援となる。これを全国の学びのセーフティーネットとして標準化したいと述べられておられます。

今後、公営学習塾運営のための予算措置がこのことから行われる可能性も高くなってきたと思います。教育無償化については、全国や県内の中でも独自の政策を早期に実施された実績があります。本町においてはですね、教育時に学校外での教育環境の充実についても早く実施をしてもらいたいなと私は思うわけですが、町長の御見解をここでお聞きしたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 濱田教育長がおっしゃったとおり、私はまず学校、これが第一の教育機関だというふうに思っております。塾とかはその後だというふうに思っておりますので、まず子供たちが学校の授業をしっかりやって、また予習、復習をやって、それと私、ドリルとか、そういう助成をしております。そして、英検とか、あるいは漢検とかの自分の実力を知るための補助をしております。

本当に自分でまずやる、勉強をやる面白味、これをつけていただきたい、学校で。それをまずやって、本当に、どこですか、田舎の秋田の学校だったですか、東成瀬村だったですかね。あそこでは、いわゆる自主学習ノート、これを作って、それで一生懸命やっていると。それも過疎の町村だと思いますけど、そこで非常に実力が出てきて、日本一というんですか、実力とか、そういう情報も聞いたことがありますけど、やはり勉強というのは自分がやらないと、塾がやらせるんじゃないと、自分がやらないとまず伸びませんと思います。どこに行ってもですね、有名校に行くということがありましたけども、そこに行ってもやはり自分で勉強しないと伸びないというふうに思いますし、また塾でも、勉強しないとまず伸びないというふうに思いますので、まず第一は自分で勉強すること、学校で勉強すること、これが大事だというふうに思います。

それに将来有名な大学に行きたいという先ほどありましたけど、自分で勉強して、例えば民間のここに行ったらできるなど、そういう情報は多分あると思います。大学付近の予備校でも、いろんないっぱい予備校がありますけど、そういう人たちはどこの予備校に行けば、どこに向かうとか、どこに予備校に行けば、そういう情報も結構御存じあるというふうに思いますので、やはり自分で学校で勉強すること、それで勉強する楽しさをそこで覚えること、それが私は大事というふうに思います。

塾は第二の、次というふうに考えております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 6番、本山真吾君。

○議員（6番 本山 真吾君） これまた前と変わらないような答弁だと理解はしますけれども、現実問題として、まず中学校までは義務教育ですよ。高校受験の際に基本的には受験勉強することになって、ある程度目的、もちろん進学校じゃなくても目的を達するために大学に進学したいなど思ったときには学校の推薦、そういう推薦も今は充実しておりますし、チャンスがあったら

もちろん行かれる場合もありますし、あるいはまた特定のどうしても高学歴じゃなければ自分の夢が叶えられない場合もございます。例えば熊本県でも学校の教師の採用に関しまして、どうしても学校の先生の成り手がいないというような新聞記事がもう大分前から、今度の新聞記事に限らず去年もやったですし、その前もだったと思います。

特に学校の先生なんかは、過疎市には人気があるのかないのか分かりませんが、そもそものところで大学を受験して教員資格を取って、さらに安定した収入を得るためには、教員の資格試験に通らないと現実問題としては厳しい。ましてや、いろいろ学校もいろいろ困難といいますが、先生も大変な思いをされますので、そういう面でもないんですけども、進学に関して人気がないような形になっているんじゃないかなと思います。

それと何遍も言いますが、子供には意欲があっても環境は選べられないんですね。例えば、もうちょっと勉強したほうがいいのかとか思うぐらいの気持ちはあっても、周りがしていないからいいやとかですね、いいんじゃないのみたいな、とりあえず津奈木で一番頭がいいぐらいのレベルだから、これで十分だろうとか。ところが、実際は高校とか、あるいは大学に入ってもでしょうけれども、基礎学力の差が、その後のその子たちの人生に大きく関わるといのは多々見られます。実際私が言っているのは、同じ自治体としてそういう考えのもとに、今現在町とか村とか、あるいは市であっても補学ですね、学校外教育のシステムを独自でもやって、子供たちの未来のために実力をつけさせたいというような自治体が非常に多く見られます。南小国町に関してでもですね、南小国町の町長が公約として掲げた後、いい影響だったのか分かりませんが、宇久山村、あるいは小国町、そして高森町、阿蘇市、それぞれの自治体に公営の学習塾を開設して、高校と連携をさせて地域の教育を盛り上げていこうという動きが見られます。

最初は先ほども言いましたけれども、都市部と田舎の教育環境格差について、私は今まで述べてきましたけれども、同じ規模の自治体間での地域間格差が、教育の現場でも出てきているのではないかと心配することです。

できればですね、今日この場で今年度は無理だが積極的に検討するなり、必要とあればしなければいけないんじゃないかなという返答が得られればいいなと思ったんですけども、教育長、町長、両方ともまたは前回と同じような答弁でしたので、どうなのかという疑問はあります。

どうか今後、我々地方自治に関わる役所及び議員も、住民の福祉を増進することを基本としなければなりませんので、法律に書いてありますから、どうかその辺は手厚く実施をしていただきたいと思います。時間も押してきますので、この質問につきましては、また再度挑戦をして、必ず政策に取り入れられていただくように頑張りたいと思います。

3番目の質問について御質問をします。

あまりにも、あれは見るな、これをするな、あるいは勉強をなさいというような話題ばかり

では子供たちもかわいそうであります。したがいまして、子供の食育、主にテーブルマナーの教育実施についてお伺いをしたいと思います。

四季彩のレストランが、今有名なシェフをして非常に充実をしてきております。また片方では、子供たちの職域やあるいはテーブルマナーの教室をやっている自治体も数多く存在します。熊本県内ではですね、宇久山村のたしか中学校3年生だったと思いますけれども、阿蘇市内のホテルに出向いて本格的なフランス料理、洋食を堪能しながら、授業の一環として食育やテーブルマナーを教育をされている、実践されているようです。本町におきましても、今回そういう企画ができないものか、検討ができないものかをお聞かせいただければと思います。

○議長（柳迫 好則君） 教育課長、永松伸也君。

○教育課長（永松 伸也君） お答え致します。

学習指導要領におけます食育は、児童生徒が健全な食生活を実践し、豊かな人間性を育むために重要とされております。本町の小中学校では、給食時間や学級活動時間に栄養教諭が学校に出向き、学校給食を教材として、栄養や健康、地場産物、伝統食、食文化、食事のマナーなど指導を行っております。

また、農家の方や食を取り扱う事業者にも御協力いただいて、食育を実施しております。御質問の四季彩レストランについては、民間の事業者でありますので、仮に御協力いただけるのであれば、学校とは限らず、食育やテーブルマナー教育の実施に向けて、検討してまいりたいと考えております。

○議長（柳迫 好則君） 6番、本山真吾君。

○議員（6番 本山 真吾君） 食事は、食べることだけではなくて、例えば社会に出てからの人づくりにも役立ちますし、何よりも楽しいひとときを得て、人生を豊かにする役割もあります。その中で、やはり最近では、どうしても外食産業でいいますと、ファミリーレストランでありますとか、あるいは、庶民的といった言い方があれかもしれませんが、きちんとしたテーブルマナーが必要とされる現場というのは、なかなか接する機会がありません。まして、子供も四季彩ができました、行ける子と行けない子も多分いると思いますし、こういう高級な料理も、わが町津奈木で食べられるようになりましたので、将来の子供たちが社会に立つときに、あるときに正式な会場とかでテーブルマナーをきちんと教えてもらわなかったために、お里が知れているみたいな形で、津奈木町の子供たちはあれは何ねというような話にもなりかねませんので、ぜひこれは検討していただくというような話が出ましたので、ぜひ積極的にしていただければと思います。町長にちょっと一言、御意見を伺いたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 教育課長が答弁したとおりで、私はいいいというふうに思っております。

○議長（柳迫 好則君） 6番、本山真吾君。

○議員（6番 本山 真吾君） 四季彩ホテルのレストランも、イタリアンですけども、ひょっとしたらフォークだけですかもしれませんが、一応、コース料理があると聞いております。ハーフで一食が、夕食が、ディナーが5,500円やったですか。フルで8,000円、9,000円くらいですか、だと聞いております。フルとなると予算も要りますけれども、今現在、中学生の、仮に3年生がするとしたときに、30名から40名程度だと思しますので、簡単に計算しますと、20万円前後くらいでできますのでですね、予算がないから、できませんよなんて言ったら、ちょっといかんですよねと思います。

また、ふるさと納税等でですね、津奈木町を応援したいという、皆さんの御希望にもかなうような企画ではないかと思えます。子供たち、日頃頑張っている、スポーツに勉強に頑張っている子供たちの御褒美として、また、社会に出てからのマナーの教育の一環として、積極的に取り入れてもらえたらいいかと思えますので、ぜひよろしくお願い致します。

そしたらですね、最後の質問ですが、林業木材産業に対する新たな補助金制度についてお伺いをしたいと思います。

今回の議案第1号、令和7年度津奈木町一般会計補正予算（第6号）の歳出20ページ、林業振興費で、林業木材産業生産性強化対策事業補助に、町からも上乘せをして補助金を出したらどうかというような質問をしましたが、なかなか、質疑応答の中でですね、スピード感が早くて、はっきりした返事が聞けませんでした、と私が感じましたので、ここで一般質問の中で、どのような回答があるのかをお聞きしたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（柳迫 好則君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） お答えを致します。

本事業につきましては、国の事業名としては、林業木材産業循環成長対策交付金を活用して実施されており、林業機械の導入や流通施設の整備を通じ、木材の安定供給と森林資源の循環利用を目指すものです。3月補正予算と致しましては、民間事業者が原木の自動選木機の導入を図るため、事業費約1億6,000万、補助金額7,292万7,000円、補助率約2分の1の予算を計上を致しております。

本事業につきましては、市町村負担を伴う国の補助制度事業ではなく、事業者が自発的に行う事業であります。また、水俣芦北管内や人吉・球磨地域での補助金のかさ上げ等についての状況を調査した結果、あさぎり町のみでしか実施されておりません。そのため、現時点で本町での実施は困難であるというふうに考えております。

○議長（柳迫 好則君） 6番、本山真吾君。

○議員（6番 本山 真吾君） あさぎり町しか実施されていないので、本町での実施は難しいと

というような答弁だったと思うんですけども、質問の趣旨はですね、失業等のときにも言いましたけれども、補正予算書の数ページ前に、地域経済循環創造補助金につきましては、国からの交付金措置が後に行われ、半額の自主財源の支出でいいよというような内容であって、その後、私が、その後といたしますか、林業木材生産性強化対策事業にもよそから来られる業者さんには、国からの措置とはいえ、自主財源を出すのだから、これは、このような地元産業の育成も兼ねましてですね、やるというような場合には、林業自体も、公共事業性はあまりないじゃないですか。市場原理でするような形で。また実際、木材産業につきましても、非常に今、ウッドショックの効果も薄れてきて、経営的には非常に厳しいものになっていると聞いております。何社もあった町内の製材業者、あるいは林業木材に関わる業者さんも、本当数少なくなってきました。ぜひこれは、あさぎり町に関わらず、より地元産業育成の立場でいえば、新たな補助制度を、あさぎり町並みぐらいはつけて、一息ついてくださいじゃないですけど、頑張ってくれの意味も込めて、すべきじゃないのかなと私は思うんですけど、課長に聞いても、これ以上は答弁ができないと思いますので、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 木材価格高騰により林業を取り巻く状況、非常に厳しくなっているというところでございますので、町としては林業施設関係では林道、作業道とかいろいろなのをやっております。この林業機械購入等については、非常に金額がでかいといたしますか、それでちょっと検討させていただけばというふうに思っております。

○議長（柳迫 好則君） 本山議員、あと5分となりましたので、よろしくお願ひします。

○議員（6番 本山 真吾君） 一応検討するという言葉をいただきましたので、これを境にじゃないですけども、林業にかかわらず、地元産業育成、特に地元で本当に頑張っておられる方がたくさんいらっしゃいます。もう少し活用していればどうにかなるという場合もあるかと思ひますし、こういう町の方針がですね、その人のやる気や、この町で産業をしようという目的にもなり得ると思ひます。今回林業木材産業につきましてもですけども、多くの業種に対しましてですね、少しでも金額はあまり言っははいかないんですけど、そんな大きな金額じゃなくても、こういう場合にはこういう政策をするよというような温かいメッセージが伝わるようなですね、予算をぜひつけていただきたいと思ひます。今後の検討課題につきましては、期待をしますので、どうぞよろしくお願ひをします。

最後に取りまとめですけども、冒頭言いました地方自治法第1条の2は、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本としております。ややもすると外から来る人には手厚く、町民は少しないがしろになっているような面も見られますので、今後はそういう点に配慮していただき、子供のこともですけども、広く町民の皆様が豊かな人生を送れるような政策に努めていた

できればと思います。

本当お願いしまして、今回の質問を終わらせていただきます。以上で質問を終わります。

○議長（柳迫 好則君） 以上で、6番、本山真吾君の質問を終わります。

○議長（柳迫 好則君） 次に、4番、新立啓介君の質問を許します。4番、新立啓介君。

○議員（4番 新立 啓介君） お昼過ぎましたので、皆さんこんにちは。4番、新立啓介です。

議長の許しがありましたので、通告しましたとおり、順次質問をさせていただきます。

今回は、トップバッターでありました宮嶋議員とかぶる部分も少しあるかもしれませんが、よろしくお願い致します。

まず、最初に、行政区の現状と今後の方向性についてお伺いをしたいと思います。

現在、本町には22の行政区がありますが、年齢や人口、世帯構成など、それぞれ異なっております。令和8年度は、区長さんの改選で、交代を予定されている地区、それぞれ専任作業が進められていることと思います。今回の議案第20号で提案をされました、津奈木町過疎地域持続的発展計画、令和8年度から令和12年度計画の中でも、集落の整備、現況と問題点、その対策として触れてありますけれども、町民体育祭の参加の状況や、お盆前の道路配合作業など、区役等、出席率など、現在の状況と認識されておられるのかをお伺いを致します。

○議長（柳迫 好則君） 総務課長、下川秀美君。

○総務課長（下川 秀美君） お答えを致します。

令和8年2月末現在の人口につきましては、男が1,901人、女性が2,084人、合計の3,985人となっております。行政区の現状は、世帯数、人口の格差では、最も規模が大きいのは桜戸地区で159世帯410人に対しまして、最も少ないのは辻地区で6世帯10人となっております。各地区の規模や構成には、顕著な格差が生じております。コミュニティー機能の低下では、全ての行政区において少子高齢化が進行しており、地域コミュニティー組織の衰退や伝統的な芸能祭り事の維持が困難となってきております。このようなことが深刻な課題となっております。

津奈木町過疎地域持続的発展計画においても、集落の整備は重要な項目として位置づけられており、町民体育祭の参加状況や道路愛護作業といった、いわゆる共同活動については、少子高齢化の進行により、集落での共同活用や相互扶助の機能が低下し、地域活動の維持が困難となってきていると思われます。住民アンケートでも、高齢化により町の行事への参加、草刈り、役員ができなくなるといった切実な声や、高齢化により町民体育祭は日常的に運動をしない人も参加するため、けがにつながり、苦手な人には苦痛であるといった意見が寄せられ、住民の負担感はあると感じております。また、行事への反強制的な参加が若者の町外流出の一因になっているとの

指摘も認識しております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 4番、新立啓介君。

○議員（4番 新立 啓介君） 今現在の現状ということで、少子高齢化が進んでいると。また、各地区において共同活動も低下をしている。住民アンケートで、高齢化により町の行事への参加等、また、役員不足等が出ているということでもございました。そこで2番目の質問に入りますけれども、この過疎計画の資料では、高齢化率が50%を超えている地区が10地区あります。山田町長の施策により手厚い少子化対策も進められていますが、出生数も20人以下で推移しているかと思っております。また、さらに高齢化が進んでいくと考えます。

今回、私の地元の桜戸地区でも、区長改選を行いました。令和3年4月1日に施行されました、高年齢者雇用安定法の改正により、70歳までの就業機会確保が企業の努力義務となったことから、地区の役員の専任も難しくなっております。

今後、役員の成り手不足や共同作業の低下など、地域コミュニティーの衰退が考えられます。地区、集落を維持していくために、時間をかけて検討していく時期に来ていると思っておりますけれども、町としての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） 総務課長、下川秀美君。

○総務課長（下川 秀美君） お答え致します。

まず、高齢化率の状況ですが、令和8年2月末現在で、町全体の高齢化率が現在46.2%、地区では丸岡地区が24.8%のように低い地区があり、一方で辻地区が80%、日当地区が62.1%あり、50%を超えている地区は11地区になっております。行政区では、役員改選と地域活動の困難さ、高年齢者雇用安定法の改正に伴い、社会情勢の変化や出生率の減少、将来的な高齢化により地区役員の成り手不足や集落共同活用や地域コミュニティーの衰退につながり、これまで行われていた地区行事、そして区役などによって管理されていた住環境の維持が困難になってきているとの認識をしております。行政区を維持するためには、地区の実情に応じた活動支援として、道路愛護作業、除草作業等の活動支援を継続し、地区公民館活動奨励補助金等を交付し、自治区の自主的な活動を支えていきたいと思っております。

今後の方向性としては、引き続き、地区の人口や世帯数の推移を注視をしてもらいながら、現状のままでは将来的に集落機能が維持できないと判断される場合には、自治区が自主的に集落の再編等について時間をかけて地域住民の皆様と協議を行い、区長会等で検討を行っていくことが必要と考えております。

今後も住民の皆様が希望を持って住めるまちになりますよう、まちとしても少しでも円滑に進みますよう、諸問題の調整を行い、協力してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 4番、新立啓介君。

○議員（4番 新立 啓介君） 町としては今後も道路愛護作業の活動支援、また地区公民化活動奨励補助金等で、自治区の自主的な活動を支えていくということで、これはこれまでどおりのかなと思っております。

また、地区の区長さん、役員等、成り手不足、宮嶋議員の質問でもありましたけれども、なかなか厳しい状況にあります。幸い桜戸地区は高齢化率が若干低いですから、何とかやっていっております。桜戸地区を紹介しますと、区長さんを決めて、区長さんだけに負担がかからないように、その下に運営委員会というのを組織をして、たびあるごとに運営委員会を開催をして、全体で諸課題を解決していくという体制をとっております。

そういう体制ができない地区が、先ほどの高齢化率が50%を超えている地区なんか、できないんじゃないかなというふうに危惧をしているところです。今回、区長さんが改選をされます。長い方はほぼ変わるんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、この新たな任期の中で、役場のほうでああしてください、こうしてくださいじゃなくて、区長会のほうでいろいろ検討をしていただいて、将来的に集落が維持できるような考えを出していただければ、スムーズにいくんじゃないかなという思いがありましたものですから、今回質問をさせていただきました。

すぐすぐは、宮嶋議員の質問にありましたが、報酬を上げるのも一つの手かもしれませんが、なかなか人材がない場合に、報酬だけ上げても、うまくいかないと思いますので、そういう体制づくりからまずやっていかなければいけないと思っておりますので、先ほどありましたように、集落の再編、統合等についても、区長会で十分検討をしていただいて、次の任期のときにはいい方向に行くようによろしく願いをしたいと思っております。

次に、2番目の自転車の交通反則通告制度、いわゆる青切符の導入の対応についてお伺いをしたいと思います。

自転車の一定の交通違反に交通反則通告制度を導入する、道路交通法の一部を改正する法律が、令和8年4月1日、約2週間後ぐらいに施行がされます。自転車は手軽な乗り物ですが、近年は悪質な違反が目立ち、重大事故も起きており、取締りを強化し、違反行為について丁寧に周知するとともに、ルールの遵守、この徹底と事故防止を図る狙いから法改正が行われたものと考えております。

警察庁調査によりますと、ルールを守らない理由として、よく知らないが4割を占め、守らなくても危険がないと思う、周りの人も守っていないが続くそうです。子供はもちろん幅広い世代が、ルールや正しい乗り方について学ぶ機会を増やすことが求められています。法施行まで半月程度ですが、町として町民への周知は、これまでされてきたのかお伺いを致します。

○議長（柳迫 好則君） 総務課長、下川秀美君。

○総務課長（下川 秀美君） お答えを致します。

令和8年4月1日から、自転車の一定の交通違反についても、交通反則通告制度、いわゆる青切符が適用されることになりまして、16歳以上の運転者が対象とされております。信号無視やスマートフォン等によるながら運転など、違反行為が罰則行為として位置づけられ、反則金を納付することで、刑事手続を簡素化しつつ、実効性のある違反行為を行うことが制度導入の狙いとなっています。

周知の必要性としましては、議員のほうから述べられたように、いろんな条件があると思います。こうした実用を踏まえまして、子供から高齢者まで幅広い世代が、正しいルールや乗り方を学ぶ機会を確保することが、事故防止と法令遵守の観点から非常に重要であると認識しております。町としましては、本年4月の制度施行を見据え、広報12月号の区長配布で、津奈木町交通安全推進協議会が作成をしました周知チラシを回覧させていただきましたので、引き続き、段階的な情報提供に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 4番、新立啓介君。

○議員（4番 新立 啓介君） 町のほうでも、回覧板等で周知をされたということで、私がよく見ていなかったのか、ちょっと気づきませんでしたけれども、これは、2番目に移りたいと思いますが、反則金の対象は、満16歳以上、高校生以上ですね。比較的軽微な115種類ほどの違反に適用されるそうです。反則金の額は、ミニバイクと同水準に設定されておりますが、走行中にスマホを使用しながら運転は、1万2,000円。信号無視や右側通行は6,000円。傘差し運転やイヤホンを装着しての運転は5,000円。並走や2人乗りは3,000円となっております。

取り締まりの対象になるのは、警察官の指導、あと警告に従わない場合、危険性・悪質性の高い違反が想定されております。

自転車利用には運転免許はいりませんが、最低限の交通ルールは必要と考えます。今回の青切符制度は、通学などで利用する高校生など未成年も対象になります。いずれ対象となる小中学校での自転車の正しい乗り方、交通ルールを学習する交通安全教育の充実と、事故に起こさない、事故に遭わないために、町民への周知は必要であると考えております。今後の町の対応はどうされるのか、お伺いを致します。

○議長（柳迫 好則君） 総務課長、下川秀美君。

○総務課長（下川 秀美君） お答えを致します。

今回の制度は、反則金の対象年齢が16歳以上と限られていることから、重大事故防止の観点

から、年齢を問わず、自転車利用者全体の交通マナーの向上を図ることを目的として理解しております。特に通学などで自転車を日常的に利用する高校生も対象となることから、若い世代への周知と教育は、町としても重視していく必要があると考えております。

学校を通じた交通安全教育の充実では、小中学校においても、これまでも交通安全教室や登下校指導等を通じて、自転車の正しい乗り方や交通ルールの指導に取り組んでまいりましたが、制度に併せて内容の一層の充実を図っていきたいと思っております。

本年4月には、小学校、中学校で、水俣警察署と交通安全協会の協力を得まして、自転車の正しい乗り方や交通ルールを学習する交通安全教育が計画をされております。町民には、広報紙12月号に引き続き、4月号にも、反則金の対象となる主な行為や取締りが想定される悪質な違反例なども分かりやすく紹介するとともに、まずは、違反をしない、させないための注意点を記載した推進安全協会が作成をしましたチラシを再度回覧をさせてもらいたいと思っております。

今後も、関係機関と情報共有を図りながら、制度施行後も一過性に終わらないよう、継続的な啓発指導に努めてまいります。町としましても、町民の皆様が知らなかったで不利益を被ることのないよう、そして何よりも自転車事故そのものを減らせるよう、引き続き自転車の安全利用の推進に積極的に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 4番、新立啓介君。

○議員（4番 新立 啓介君） 町のほうでも、いろいろ取組をしていただけたということで、私も過去に一般質問でも、子供たちの安全な登下校ということで質問もさせていただきました。今回、町内でよく見かけるのが、右側通行と並走、これが多く見られますので、やっぱりこれは啓発をしていかないとなかなかよくなりませんと思いますので、引き続き、小中学校、また安全協会、警察と連携を図りながら、町内から一件の事故も違反も出さないように、引き続き取り組んでいただければと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（柳迫 好則君） 以上で、4番、新立啓介君の質問を終わります。

○議長（柳迫 好則君） これで、本日の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでございました。

午後0時34分散会

令和8年 第1回(定例)津奈木町議会会議録(第3日)

令和8年3月19日(木曜日)

議事日程(第3号)

令和8年3月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第6号 津奈木町議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第7号 津奈木町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第8号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第9号 津奈木町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第10号 津奈木町放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 日程第6 議案第11号 つなぎ暮らしお試し住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第12号 津奈木町漁港管理条例の一部改正について
- 日程第8 議案第13号 令和8年度津奈木町一般会計予算
- 日程第9 議案第14号 令和8年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第10 議案第15号 令和8年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第11 議案第16号 令和8年度津奈木町介護保険事業特別会計予算
- 日程第12 議案第17号 令和8年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算
- 日程第13 議案第18号 令和8年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第14 議案第19号 令和8年度津奈木町簡易水道事業会計予算
- 日程第15 議員派遣の件
- 日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第17 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第18 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 追加日程第1 発議第1号 津奈木町議会議員定数条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第6号 津奈木町議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第7号 津奈木町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

- 日程第3 議案第8号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第4 議案第9号 津奈木町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第5 議案第10号 津奈木町放課後児童クラブ条例の一部改正について
日程第6 議案第11号 つなぎ暮らしお試し住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第7 議案第12号 津奈木町漁港管理条例の一部改正について
日程第8 議案第13号 令和8年度津奈木町一般会計予算
日程第9 議案第14号 令和8年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算
日程第10 議案第15号 令和8年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第11 議案第16号 令和8年度津奈木町介護保険事業特別会計予算
日程第12 議案第17号 令和8年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算
日程第13 議案第18号 令和8年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算
日程第14 議案第19号 令和8年度津奈木町簡易水道事業会計予算
日程第15 議員派遣の件
日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
日程第17 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件
日程第18 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件
追加日程第1 発議第1号 津奈木町議会議員定数条例の一部改正について

出席議員（10名）

1番 林田 廣美君	2番 平野 和信君
3番 大川 貴哉君	4番 新立 啓介君
5番 宮嶋 弘行君	6番 本山 真吾君
7番 澤井 静代君	8番 久村 昌司君
9番 川野 雄一君	10番 柳迫 好則君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 豊田 博文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 豊隆君	副町長	林田 三洋君
教育長	濱田 良彦君	総務課長	下川 秀美君
政策企画課長	荒川 隆広君	農林水産課長	坂本 輝一君
建設課長	諫山 吉光君	建設課政策審議員	濱田 稔浩君
住民課長	葦浦 祐一君	ほけん福祉課長	山下 浩一君
会計課長	岡松 辰哉君	教育課長	永松 伸也君

午前10時00分開議

○議長（柳迫 好則君） 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 議案第6号 津奈木町議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について

日程第2. 議案第7号 津奈木町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第3. 議案第8号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について

日程第4. 議案第9号 津奈木町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第5. 議案第10号 津奈木町放課後児童クラブ条例の一部改正について

日程第6. 議案第11号 つなぎ暮らしお試し住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第7. 議案第12号 津奈木町漁港管理条例の一部改正について

日程第8. 議案第13号 令和8年度津奈木町一般会計予算

日程第9. 議案第14号 令和8年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算

日程第10. 議案第15号 令和8年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第11. 議案第16号 令和8年度津奈木町介護保険事業特別会計予算

日程第12. 議案第17号 令和8年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算

日程第13. 議案第18号 令和8年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算

日程第14. 議案第19号 令和8年度津奈木町簡易水道事業会計予算

○議長（柳迫 好則君） お諮りします。日程第1、議案第6号津奈木町議会議員に対する議員報酬、費用弁償および期末手当の支給に関する条例の一部改正についてから、日程第14、議案第19号令和8年度津奈木町簡易水道事業会計予算までの14議案を一括議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、日程第1、議案第6号から日程第14、議案第19号までの14議案を一括議題とすることに決定しました。

一括議題とした議案について、お手元に配付のとおり、各常任委員長から審議結果の報告書が提出されております。審査の経過とその結果について、会議規則第37条第1項の規定により、各常任委員長の報告を求めます。

なお、質疑は各委員長の報告終了後、一括して行います。

初めに、総務振興常任委員長の報告を求めます。総務振興常任委員長、本山真吾君。

○総務振興常任委員長（本山 真吾君） 総務振興常任委員長報告書。

総務振興常任委員長報告を申し上げます。

3月5日の本会議において、当委員会に付託されました案件について、8日間にわたり、審議を行いましたので、審査の経過とその結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第17号、議案第18号、議案第19号であります。

審議に当たっては、担当課長、政策審議員、課長補佐及び班長等の出席を求め、提案理由の説明を求めながら審議を致しました。

まず、「議案第6号、津奈木町議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、津奈木町議会議員の報酬月額について、県内の動向などを総合的に勘案し、所要の改正を行うため、本条例の改正が必要であるとの説明のあと、「特別職報酬等審議会では、どのような意見が出たのか。」との質問に対して、「議員のなり手不足もあり、職責に応じた報酬額を決めるのが妥当であるとの意見があった。」との答弁がありました。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、「議案第7号、津奈木町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、津奈木町長、副町長及び教育長の給料月額について、県内の動向などを総合的に勘案し、所要の改正を行うため、本条例の改正が必要であるとの説明を受け、慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第8号、督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、町債権の督促に係る手数料を廃止することに伴い、関係条例を整理するため、

本条例の制定が必要であるとの説明のあと、「督促状は出すとのことであるが延滞金との関係はどうなるのか。」との質問に対して、「延滞金はこれまでと同様徴収し、督促料のみを廃止するものです。」との答弁がありました。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第11号、つなぎ暮らしお試し住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、近年の物価上昇、光熱水費の高騰及び施設維持管理費の増加により、現行の利用料金では適正な施設運営が困難な状況となっている。また、近隣自治体の類似施設の料金水準との均衡を踏まえ、受益者負担の適正化を図る必要があるため、本条例の改正が必要であるとの説明のあと、「利用状況及び内訳は。」との質問に対して、「令和6年度の件数は77件で日数が879日、利用者数は延べ1,429人。令和7年度は1月末で573日の利用で令和6年度の内訳は、町交流事業や美術館のプログラムでの利用が77件のうち50件である。」との答弁がありました。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第12号、津奈木町漁港管理条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、熊本県漁港管理条例の一部改正により、使用料及び占用料の単価の見直しが行われたことに伴い、県の単価を準用している本町条例についても整合性を図るため、本条例の改正が必要であるとの説明を受け、慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第13号、令和8年度津奈木町一般会計予算」中、総務振興常任委員会所管分についての審議結果を申し上げます。

歳入より申し上げます。

款2 地方譲与税 森林環境譲与税で、「前年から減額になった理由は。」との質問に対して、「平成6年から始まった事業であるが、これまで人工林面積率等が算定因子であったが、今年から税金の実収入額を考慮した算定となったため減額となった。」との答弁がありました。

款14 使用料及び手数料 土木使用料で、「前年度から金額が減少しているが原因は。」との質問に対して、「住宅使用料で空き家の増加が影響していると考える。」との答弁がありました。

款15 国庫支出金 総務費国庫支出金で、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は今後どのような見込みか。」との質問に対して、「今後については不明だが、令和7年度に4,000万円、令和8年度に5,870万円を商品券事業などに充当している。」との答弁がありました。

款17 財産収入 財産貸付収入で、「前年度から100万円増額となっている理由は。」と

の質問に対して、「1年間継続して貸し付けた件数が増えたため、現在延べ21件ある。」との答弁がありました。

款19繰入金町有施設整備基金で、「以前に比べて減ってきている。今後、町有施設の改修をどのように進めていくのか。」との質問に対して、「今年度はいくらか取り崩す見込みである。今後は町の町有施設整備計画と基金の取り崩しの状況を含めて、安定で安全な財政の健全化に取り組んでいく。」との答弁がありました。

次に歳出について、申し上げます。

款1議会費議会費の工事請負費で、「議場音響映像設備改修工事は、いつ頃を予定しているのか。」との質問に対して、「国の地域未来交付金を活用しているので、交付決定後9月議会閉会後から2か月半を予定し、遅くとも3月末には完了予定です。」との答弁がありました。また、「オンライン映像はどこで見られ、録画映像配信はいつを予定しているのか。」との質問に対して、「庁舎内の総務課と町民ホールの2カ所で、映像配信は12月議会分からを予定している。」との答弁がありました。

款2総務費一般管理費の委託料で「庁舎守衛業務委託料で、問題なく順調にしているのか。」との質問に対して、「体制については、昼間と夜間は1人体制で、午後7時から10時まで巡視等の業務もあり2人体制としている。各種届出の受付や有線放送対応も順調にしている。」との答弁がありました。

財産管理費で、「多目的施設男島空調機更新工事とあるが現状と令和7年度の利用実績は。」との質問に対して、「旧遊戯室の空調は使えるが、現在工事中の文化センターの機材が置いてある。残り3部屋は利用可能であるが空調が使えない状況である。利用実績は、問合せはあったが実績はゼロである。」との答弁がありました。

企画費の空き家リフォーム事業補助金で、「他予算等では物価高騰に伴い増額しているが、補助額を上げる考えはないか。また、建築面積や築年数によって補助金額に差を付けてもよいのではないか。」との質問に対して、「補助金の見直しに関しては、予算編成方針に基づき実施している。一番お金がかかるのが水回りの改修工事で今後、より適切な補助制度になるよう検討したい。」との答弁がありました。

地域おこし協力隊サポート業務委託料で、「委託先はどこを考えているのか。」との質問に対して、「一般社団法人くまもと地域おこし協力隊ネットワークを予定している。業務内容としては、協力隊OB・OGとの交流や研修会・交流会、隊員の受け入れサポート等で県内4自治体の業務サポートを行っている。」との答弁がありました。

美化事業推進費の舞鶴城公園維持管理業務で、「環境整備を維持するのが精一杯ということだが、観光資源として活用することは考えていないのか。」との質問に対して、「木橋の補修を検

討したが費用対効果の関係で補修せず、周辺を歩けるよう遊歩道の整備を行う。」との答弁がありました。

また、「舞鶴城公園維持管理業務の中に急傾斜地除草業務とあるが場所はどこか。」との質問に対して、「重盤岩下の稲荷神社周辺の急傾斜地である。」との答弁がありました。

美術館費で、「入魂の宿の実績と町内・町外の比率は。また、宿泊者を増やす取り組みは考えているのか。」との質問に対して、「令和7年度は観覧者が450人で宿泊者は26人。統計は取っていないが、町外の観覧者が多い。取組については、他の観光プログラムとの連携をはじめ、食事の提供ができるようになれば良いのではと考えている。」との答弁がありました。

諸費の防犯灯維持管理委託料（LED化支援）で、「蛍光灯の防犯灯は地区にどのくらいあるのか。また、LED化の更新は申し込み順に行うのか。」との質問に対して、「地区管理防犯灯は332基ある。全体量に応じて案分して実施予定である。」との答弁がありました。

防犯カメラ設置工事で、「新たに設置する場所はどこか。また、設置済のカメラでどのような運用があったのか。」との質問に対して、「津奈木インター入口付近ほか3カ所に設置予定である。運用については、犯罪等の警察捜査に提供しており、犯人の検挙につながっている。」との答弁がありました。

款4衛生費環境衛生費の合併処理浄化槽設置補助金で、「現在の普及率は何%か。残りについて設置できるのか。また、複数世帯（共同）での設置要望はないのか。」との質問に対して、「普及率は80%である。設置基数は把握しているが、設置できない場所はまとめて設置する必要がある。現時点で複数での設置要望はない。」との答弁がありました。

簡易水道施設費の水道施設整備補助金で、「補助金は事業費の35%とのことだが、50%程度に引き上げることは可能か。」との質問に対して、「当該補助金の交付条例により災害による施設整備を50%、更新工事等整備については35%と明記されており、条例どおり運用を行っている。」との答弁がありました。

款5農林水産業費農業振興費の委託料で、「酒米実証栽培の栽培面積はどのくらいか。また、支援内容及び生産された酒米の取引はどのようになっているのか。」との質問に対して、「栽培面積は、288a。支援内容は、栽培肥料や基肥、倒伏軽減剤、米ぬか等の資材と土壌分析費用等の全てを支援している。生産された酒米は亀万酒造で買い取っている。」との答弁がありました。負担金補助及び交付金で、「熱帯果樹振興プロジェクトについて、アボカドは平成23年から継続して支援しているが今後も続けるのか。また、青パパイヤの苗木注文数が減っていると聞くが青パパイヤも長い目で見て支援を継続してほしい。」との質問に対して、「アボカド苗木の生産販売は、今後も継続をしていきたい。青パパイヤ事業についても今後前向きに検討したい。」との答弁がありました。

園芸振興費で、「サラダ玉ねぎ産地維持支援や果樹肥料高騰対策事業の補助金が計上してあるが、水稻栽培に対しての補助金はないのか。」との質問に対して、「販売店からは、一人当たりの補助金額が少額で対象者が多いため、事務負担を考慮すると対応できないとの回答があっている。」との答弁がありました。

農地費の委託料で、「除草作業委託はシルバー人材センターになるのか。建設業への委託はないのか。また、建設業とシルバー人材センターの委託単価はどうか。」との質問に対して、「令和8年度はシルバー人材センターを計画しているが、単年度契約のため状況に応じて検討します。単価については、シルバー人材センターが比較的安価であり、必要に応じて人員の確保が可能であることから作業内容に応じて活用している。」との答弁がありました。

林業振興費の委託料で、「町有林の皆伐計画はどのようになっているのか。また収入はどの程度か。」との質問に対して、「大野原の町有林を中心に年間約5haずつ皆伐する計画である。収入は、約1,680万円を予算計上しているが、歳入見込み額はもっと多くなると見込んでい

る。」との答弁がありました。

水産業振興費の負担金補助及び交付金で、「カキ養殖推進事業について、1海域1事業者が養殖を実施しているとあるが、補助の対象者は誰になるのか。」との質問に対して、「津奈木漁協です。」との答弁がありました。

漁港建設費の工事請負費で、「福浦漁港護岸嵩上工事と長浜第2護岸補修工事の施行箇所は。」との質問に対して、「護岸嵩上工事は、京泊物揚場から京泊防波堤までの129mを予定している。長浜第2護岸は、福田昭任様宅付近から長浜崎までの206.6mを予定している。」との答弁がありました。

款6商工費商工費で、「つなぎ応援商品券事業の財源内訳でその他500万円とは。また、65歳以上を対象にしている理由は。」との質問に対して、「財源については国庫支出金で物価高騰の重点交付金である。その他の財源は、ふるさと応援基金を活用している。高齢者は、一般的に65歳からなので、65歳以上に設定している。」との答弁がありました。

観光費の委託料で、「つなぎふれあいの店改修工事はどのように進めていくのか。」との質問に対して、「実施設計が終わり次第、優先順位を付けて予算化を行っていく。」との答弁がありました。

同じく委託料で、「低炭素型観光地域づくり事業の全体計画はどうなっているのか。」との質問に対して、「令和8年度からの取り組みについては、第8次水俣・芦北地域振興計画（令和8年度～令和12年度）に基づき、事業を開始する。これまで台湾の少年野球チームや小学校間の交流に取り組んだものを発展させていく。今後、津奈木町の子どもたちとの交流プログラムがあるか事前に検討しており、姉妹校の締結についても将来的に検討していく意向がある。」との

答弁がありました。

「つなぎ温泉ホテル四季彩の駐車場について、一部私有地が含まれているが町で購入できないのか。」との質問に対して、「ふれあいの店、加工場が建っている土地や阿蘇神社下の土地については、一体的に考え、議員からの提案も受けながら購入を検討していきたい。」との答弁がありました。

款7土木費土木総務費で、「総合型GIS道路管理システムを整備したメリット、デメリットは。」との質問に対して、「自由に閲覧できるのと住宅を建築する際の正式な幅員証明になるメリットがある。現時点では、明確な課題は把握していないので今後の運用をみながら検証していきたい。」との答弁がありました。

負担金補助及び交付金で、「老朽危険空家等除却促進事業の対象となる条件は。」との質問に対して、「道路沿いに危険が及ぶ空き家で町職員が調査を行い、調査項目の点数が100点を超えた場合に対象となる。項目については、国が定めた基準項目を採用する。」との答弁がありました。

危険ブロック塀等安全確保支援事業で、「地域住民から通学路や生活道路への危険性がある場合どのように対処するのか。」との質問に対して、「基本的に所有者が対象となるため、所有者から申請をしていただき補助金を交付するので、地域住民からの要望だけでは実施できない。」との答弁がありました。

道路新設改良費の町道竹中染竹線道路改良工事で、「今後の整備計画はどうなっているのか。」との質問に対して、「実施設計が本年7月完了予定で、令和8年度に用地測量、補償業務委託を行い、令和9年度に用地買収、補償業務を完了し、令和10年度から令和12年度で工事を実施する計画である。」との答弁がありました。

河川総務費の河川除草等業務委託で、「除草は、竹とか支障木の伐採になるのか。また、県管理河川は県が行うと思うが、町管理河川については計画はないのか。」との質問に対して、「伐採は雑木等を予定している。町管理河川については、要望等があれば現地確認を行い、実施するかは緊急性で判断します。」との答弁がありました。

住宅管理費の定住促進住宅防草対策工事で、「上原団地は、すべて生コン施工ではないのか。また、あけぼの団地防草対策工事の場所はどこか。」との質問に対して、「側溝から2mは生コン施工で上段については、防草シートを施工予定。あけぼの団地については、北側駐車場の法面を予定している。」との答弁がありました。

款8消防費常備消防費の負担金で、「前年度から大幅に増額となっているが増額の内容は。」との質問に対して、「広域消防本部で災害対応特殊水槽付き消防ポンプ自動車を購入予定である。」との答弁がありました。

防災費の海拔表示板取替業務委託で、「住民から要望があったのか。併せて、自主防災組織の活用や防災訓練等も実施し、住民への周知に努めていただきたい。」との質問に対して、「取替については、住民から要望があったものです。今後は、防災無線を活用した訓練の実施や自主防災組織の活動支援にも力を入れていきたい。」との答弁がありました。

備品購入費で、「その他備品購入費の備品とは何か。」との質問に対して、「災害等で使用する発電機である。」との答弁がありました。また、「保管、点検はどうするのか。」との質問に対して、「保管は、公共施設内の倉庫を予定している。点検は、定期的に暖機運転を行うよう考えている。」との答弁がありました。

以上、慎重審議の上採決した結果、「議案第13号、令和8年度津奈木町一般会計予算」中、総務振興常任委員会所管分については、異議なく全会一致で可決しました。

次に「議案第17号、令和8年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算」は、慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第18号、令和8年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算」の審議結果を申し上げます。

「子育て支援助成金の内容と利用状況は。また、結婚した若い世帯等にも助成を考えてみては。」との質問に対して、「助成金は、中学生以下の子ども一人当たり購入価格の5%を助成し、今年度購入された2世帯とも利用された。結婚した若い世帯等の助成は今後検討したい。」との答弁がありました。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第19号、令和8年度津奈木町簡易水道事業会計予算」の審議結果を申し上げます。

歳出で、「有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）による水質検査料が追加され値上がりしているが、地区水道組合も必須事項なのか。また、必須であれば町の助成金等検討されているのか。」との質問に対して、「地区水道組合も簡易水道事業のため法定の検査は必須事項である。事前に水道組合には周知していたが、特段要望もなかったので現時点では助成金は考えていない。」との答弁がありました。

「損益計算書によると、純利益もマイナスで厳しい財政状況かと伺えるが運営に支障はないのか。単年度収支はどの程度の見込みか。」との質問に対して、「単年度収支で見ると令和8年度は少々赤字になる見込みである。」との答弁がありました。また、「中長期的に経営ができるよう、一般会計繰入金を増額してもらうなど、今後の見通しをどのように考えているのか。」との質問に対して、「現在、芦北地域協議会（1市2町）の広域化で、施設統廃合や共同委託等、運営費用の削減について検討しており、それを踏まえ今後の経営が改善されるよう計画策定に取り組んでいく。」との答弁がありました。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

最後に、総合型GIS道路管理システム、町道町原線道路改良工事、津奈木工業団地線新設工事、町道浜線舗装補修工事、福浜漁港日添防波堤補修工事、町道合串平国線舗装補修工事、福浦漁港長浜第2護岸補修工事、福浦漁港護岸嵩上工事、町道新川中尾線舗装補修工事、物産館屋根・外壁改修工事の現場視察を行いました。

以上、総務振興常任委員会に付託されました9議案は、慎重審議の結果、それぞれ異議なく可決しました。

令和8年3月19日。総務振興常任委員長、本山真吾。津奈木町議会議長、柳迫好則様。

○議長（柳迫 好則君） 総務振興常任委員長の報告が終わりました。

次に、教育住民常任委員長の報告を求めます。教育住民常任委員長、宮嶋弘行君。

○教育住民常任委員長（宮嶋 弘行君） 教育住民常任委員会委員長報告書。

教育住民常任委員長報告を申し上げます。

3月5日の本会議において、当委員会に付託されました案件について、8日間にわたり、審議を行いましたので、審査の経過とその結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第9号、議案第10号、議案第13号から議案第16号議案であります。

審議にあたっては、担当課長、課長補佐、班長及び担当者の出席を求め、慎重審議しましたので、その結果を報告いたします。

まず初めに、議案第9号「津奈木町国民健康保険税条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、国民健康保険事業特別会計の安定的な運営及び令和12年度の県の保険料率の統一に向けた保険料率の改正並びに子育て支援策の一環として、18歳以下の均等割額を免除するために本条例を改正する必要があるとの説明を受け、慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第10号「津奈木町放課後児童クラブ条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

「利用料金の減額に伴い年間約60万円の減収となるが、どうするのか。」との質問に対して、「今回の料金改定は町独自の子育て支援として実施するもので、減収分は町の一般財源で対応する。」との答弁でした。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第13号「令和8年度津奈木町一般会計予算」中、住民課、ほけん福祉課及び教育課が所管する科目について審議を行いましたので、その結果を申し上げます。

歳入について報告します。

款16 県支出金県補助金の総務費県補助金で、「消費者行政に関する広域連携が始まるとの説明を受けたが、水俣市の消費生活センターはどこにあるのか。」との質問に対して、「水俣市役所本庁舎内の一室に設置されており、専門相談員2人が配置されている。令和8年度から本町住民の相談も受けられる体制となる。」との答弁でした。

歳出について報告します。

款3 民生費社会福祉費の老人福祉費で、「高齢者補聴器購入費助成は、これまでの補装具給付事業とどう違うのか。また、予算は10件分で足りるのか。」との質問に対して、「従来の補聴器給付は、障害福祉サービスとして身体障害者手帳を持つ高度・重度難聴の人が対象であったが、手帳対象外となる中等度難聴の高齢者を新たに対象とし、上限3万円で購入費の2分の1を助成する。近隣市町を参考に10件分を計上している。不足する場合は、実績に応じて補正予算にて対応したい。」との答弁でした。

障害福祉費で、「基幹相談支援センターはどのような形でどこに設置されるのか、またどこが運営するのか。」との質問に対して、「水俣市芦北圏域内にある相談支援事業所のうち、1法人に委託する。設置場所はその法人が決定することになる。水俣市が代表となり、令和8年4月1日から委託契約し、相談員の引き継ぎなどの準備期間を経て、同年10月1日に開設する予定である。現在、芦北町内の1事業所が実施希望を示している。」との答弁でした。

児童福祉費の児童福祉総務費で、「保育所物価高騰対策支援事業67万2千円は、現状を踏まえたどのような施策なのか、また、町の持ち出しはあるのか。」との質問に対して、「重点支援地方交付金を財源とし、県が2分の1、町が2分の1を負担して保育所の光熱費など物価高騰分を補助する事業である。保育所の定員に応じて定額（定員40人で24万円、60人で43万2千円）で、県からの補助と国の交付金を充てるため、実質的に町の持ち出しはない。」との答弁でした。

款4 衛生費保健衛生費の保健衛生総務費で、「産婦人科・小児科オンラインサービスとはどのようなものなのか。」との質問に対して、「スマートフォンのLINEアプリを通じて利用し、利用者はアプリ上で24時間いつでも質問や相談を無料で利用できるサービスとなる。相談を受ける医師の登録は、小児科・産婦人科など子ども・妊産婦に特化した専門医で、国内外あわせて約250人が参加している。町が事業者と契約し、国2分の1・県4分の1の補助金を活用する事業である。」との答弁でした。

同じく、「1か月児健康診査は以前から実施されていたと思うが、今回新規事業として計上されている理由は何か。また、委託する医療機関はどこを予定しているのか。」との質問に対して、「現在の母子保健法上定められている乳幼児健診は、1歳6か月、3歳児健診であるが、国が早

期に1か月児健診の全国展開を目指しているため、本町においても実施する。委託先は、水俣市立総合医療センター、出水市の境田医院、広瀬産婦人科を予定している。委託をしていないその他の医療機関で受診した場合は、償還払いにより対応する。」との答弁でした。

同じく、「妊婦の遠方分娩施設への交通費・宿泊費助成は、交通費の上限1万6千円は1回分なのか、それとも妊娠から出産まで全体の上限なのか。」との質問に対して、「ハイリスク妊婦がタクシーを利用し周産期母子医療センターを妊婦健診のため受診した場合、1回あたり上限額1万6千円。タクシー以外の公共交通機関や自家用車での移動の場合は、町の旅費規程に準じて算出し1回あたり上限4千円助成し、利用回数は年間14回を上限とする。宿泊費は1泊あたり自己負担2千円、助成上限が1泊6千円で、最大14泊分を上限とする。まずは県の要綱に沿ったこの設定で運用を開始し、今後の利用実績やニーズを見て、必要に応じて見直しを検討したい。」との答弁でした。

衛生費の衛生総務費で、「不法投棄で回収した家電はどうなるのか、また、警察には連絡するのか。」との質問に対して、「回収処理等は業者委託予定で、テレビ等の家電リサイクル料金を含み公費負担となる。酷いときには警察にも連絡をする。」との答弁でした。

また、「人目につかない所に捨てると思うが、町では把握しているのか。」との質問に対して、「町でも通報等で把握し看板設置もするが、保健所に不法投棄の専門官がおり、そこから町に情報が届く場合もある。」との答弁でした。

塵芥処理費で、「ゴミ袋が新しくなるとのことだがその周知は。」との質問に対して、「町報やHPで周知する予定であるが、区長会でも説明を行う。缶類とビン類を統一した紫色のものを作成し、4月以降、順次店頭に出す予定で、以前のごみ袋も使用できる。」との答弁でした。

款9教育費 教育総務費の事務局費で、「英語キャンプの実施内容は。」との質問に対して、「夏休み期間にALTが考えたゲームを英語のみを使って行うもので、7年度は20名程度の募集に対し60名の応募があり、授業と違った形で英語の知識が身についたと思われる。」との答弁でした。

同じく、「会計年度任用職員について、指導主事の採用は決まっているのか。」との質問に対して、「2月に募集を行い面接まで済んでいる。今後は学校への指導・助言や義務教育学校設置に向け調整を行う。」との答弁でした。

同じく、「教育委員会外部改修工事の内容は。」との質問に対して、「屋根や軒の老朽化が進んでいるため、設計委託を行う。また、図書館も同時に委託する予定である。」との答弁でした。

小学校費の学校管理費で、「心の教室相談員を新たに1名追加するが、現在の小・中学校の状況は。」との質問に対して、「現在、不登校については小・中学校にそれぞれ数名程度おり登校しても教室に入れない子どももいる。相談員が話し合いやリモート授業などで対応している。」

との答弁でした。

教育振興費で、「ICT情報機器活用促進委託料でフィルタリングサービスの導入説明があったが、これまで問題はなかったのか。」との質問に対して、「学校からの問題報告はない。」との答弁でした。

学校建設費で、「体育館空調設置工事の内容は。」との質問に対して、「冷暖房はなく、冷風機の設置を行う。」との答弁でした。

社会教育費の文化センター費で、「周辺支障木伐採は何処を予定しているのか。」との質問に対して、「教育委員会事務所前の2本と、裏側の2本を予定している。」との答弁でした。

図書館費で、「新年度から司書の資格を所有している方を採用すると説明があったが、勤務体制はどうなるのか。」との質問に対して、「これまで同様、業務内容は大きく変わらないが、勤務時間を5時間45分から7時間に増やしている。また、学校の図書室への派遣も行っていきたい。」との答弁でした。

保健体育費の保健体育総務費で、「スポーツ協会補助金の中で指導者研修補助のこれまでの実績は。」との質問に対して、「令和7年度からの補助で、実績を年度末に集約して支払う予定である。種目や資格で金額が異なる。」との答弁でした。

給食費の学校給食施設費で、「賄材料費で小学校の給食費が国の補助で無償化されるが、町の給食費はいくらなのか。」との質問に対して、「小学校が一食当たり300円で年間58,500円になり、月額が約5,400円になる。国の補助が5,200円なので差額の200円は一般財源から支出する。」との答弁でした。

慎重審議の上採決した結果、議案第13号「令和8年度津奈木町一般会計予算」中、教育住民常任委員会所管分については、全会一致で可決しました。

次に、議案第14号「令和8年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算」について審議結果を申し上げます。

歳入について報告します。

款6繰入金基金繰入金の国民健康保険基金繰入金で、「国保人間ドックの実績は。また、受診率の傾向と対策は。」との質問に対して、「令和7年度の実績は暫定で255名、令和6年度は254名、令和5年度は276名である。特定健診受診率は60%を目標としているが、令和5年度52.4%、令和6年度51.2%と若干低下している。受診率向上のためできる限り上限の300名に受診してもらいたいと考えている。」との答弁でした。

歳出について報告します。

款3国民健康保険事業費納付金 子ども・子育て支援納付金分について、「具体的な内容の説明を。」との質問に対して、「国の子育て支援の拡充として、令和8年度から国民健康保険税よ

り課税される。この納付金は被保険者数や必要な費用をもとに県が算出した額で計上している。」との答弁でした。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第15号「令和8年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算」について審議結果を申し上げます。

款3保健事業費 健康保持増進事業費の健康診査費で「健診事業委託料の算出方法は。」との質問に対して、「熊本県後期高齢者広域連合会から来年度の受診者数が医科健診で209名、歯科健診で170名と示され、それに健診費用を乗じて算出している。」との答弁でした。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第16号「令和8年度津奈木町介護保険事業特別会計予算」について審議結果を申し上げます。

款2保険給付費 介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付費について、「前年度より2,275万1千円増額となっているが、利用者が増えているのか。」との質問に対して、「利用者が増えていることが要因であり、令和7年4月から9月までの給付費の平均をもとに算出している。」との答弁でした。

款3地域支援事業費 一般介護予防事業費の地域介護予防活動支援事業委託料について、「いってみゆう会でUDEスポーツを活用するとの事だが、設置場所はどこか。」との質問に対して、「事業の中で、各公民館へ持ち込んで使用する。」との答弁でした。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

最後に現地視察の結果報告を致します。

教育委員会外部改修工事設計業務、文化センター周辺支障木伐採業務、総合グラウンド前舗装修繕工事、B&G体育館建物調査業務、資源ごみ収集業務、不法投棄回収運搬業務の現地視察を行いました。

以上、教育住民常任委員会に付託されました6議案について、慎重審議の結果、それぞれ異議なく可決しました。

これで報告を終わります。

令和8年3月19日。教育住民常任委員長、宮嶋弘行。津奈木町議会議長、柳迫好則様。

○議長（柳迫 好則君） 教育住民常任委員長の報告が終わりました。

ここで10分間休憩をします。開始は、11時3分から始めたいと思います。暫時休憩致します。

午前10時52分休憩

午前11時02分再開

○議長（柳迫 好則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

これから議案第6号から議案第19号までについて、順次、討論、採決を行います。

議案第6号津奈木町議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号津奈木町議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正についてを採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第6号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柳迫 好則君） 賛成多数です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号津奈木町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号津奈木町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第7号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柳迫 好則君） 賛成多数です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第8号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柳迫 好則君） 賛成多数です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。
議案第9号津奈木町国民健康保険税条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号津奈木町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第9号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柳迫 好則君） 賛成多数です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。
議案第10号津奈木町放課後児童クラブ条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号津奈木町放課後児童クラブ条例の一部改正についてを採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第10号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柳迫 好則君） 賛成多数です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号つなぎ暮らしお試し住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号つなぎ暮らしお試し住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第11号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柳迫 好則君） 賛成多数です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号津奈木町漁港管理条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号津奈木町漁港管理条例の一部改正についてを採決します。この採決は挙

手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第12号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柳迫 好則君） 賛成多数です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号令和8年度津奈木町一般会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号令和8年度津奈木町一般会計予算を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第13号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柳迫 好則君） 賛成多数です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号令和8年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号令和8年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第14号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柳迫 好則君） 賛成多数です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号令和8年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号令和8年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第15号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柳迫 好則君） 賛成多数です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

た。

議案第16号令和8年度津奈木町介護保険事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号令和8年度津奈木町介護保険事業特別会計予算を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第16号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柳迫 好則君） 賛成多数です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号令和8年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号令和8年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第17号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柳迫 好則君） 賛成多数です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号令和8年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号令和8年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第18号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柳迫 好則君） 賛成多数です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号令和8年度津奈木町簡易水道事業会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号令和8年度津奈木町簡易水道事業会計予算を採決します。この採決は挙

手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第19号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柳迫 好則君） 賛成多数です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第15. 議員派遣の件

○議長（柳迫 好則君） 日程第15、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

なお、議員派遣について、期間等やむを得ず変更を生じる場合は、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、議長に一任することに決定しました。

日程第16. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

日程第17. 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件

日程第18. 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（柳迫 好則君） お諮りします。日程第16から日程第18までの各委員長から提出がありました閉会中の継続調査の申出3件を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、日程第16から日程第18までを一括議題とすることに決定しました。

お諮りします。日程第16、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件、日程第17、総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件、日程第18、教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件は、申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、日程第16から日程18までは、各

委員長申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩します。

午前11時15分休憩

午前11時15分再開

○議長（柳迫 好則君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

議事日程の追加を行います。

お諮りします。ただいまお手元に配付致しました追加議事日程のとおり、本日の日程に追加して議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、議事日程を追加することに決定しました。

追加日程第1. 発議第1号 津奈木町議会議員定数条例の一部改正について

○議長（柳迫 好則君） 追加日程第1、発議第1号津奈木町議会議員定数条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。本山真吾君。

○議員（6番 本山 真吾君） 発議第1号津奈木町議会議員定数条例の一部改正について、御説明申し上げます。

現在の社会情勢及び本町の財政状況、県内人口、財政等規模町村との比較に加え、平成23年は無投票、平成31年は町議会初の定数割れ、令和5年は無投票という過去の選挙結果、また昨年実施しました住民アンケートの結果や、令和元年12月13日に設置された議会改革特別委員会での検討を総合的に踏まえ、令和4年3月以降にも議会全員協議会にて視察や検討を重ねた結果、議員定数を10人から1人減の9人とするため、本条例を改正するものでございます。

なお、附則と致しまして、この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用するものであります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳迫 好則君） 提出理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

これから発議第1号について討論、採決を行います。発議第1号津奈木町議会議員定数条例の

一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柳迫 好則君） 賛成多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（柳迫 好則君） 以上で、本定例会の日程は全て終了しました。

これで、令和8年第1回津奈木町議会定例会を閉会します。

午前11時09分閉会

○議長（柳迫 好則君） ここで、町長から発言の申出がっておりますので、これを許します。

町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

3月5日に開会されました第1回定例会も、15日間にわたって慎重なる御審議をいただき、令和8年度当初予算をはじめ条例改正など、大変重要な案件を御議決賜り、誠にありがとうございました。

会期中にいただきました令和8年度当初予算等に対する御指摘・御指導は真摯に受け止め、議員の皆様にご納得いただける事業展開を図ってまいりたいと思います。また、一般質問でいただいた御提案につきましても、慎重に検討し、今後の新たな政策に展開できればと考えておりますので、御指導のほどよろしくお願い致します。

さて、冒頭挨拶でも申し述べました、新たに発生した中東危機への対応として、トランプ大統領から日本は名指しでホルムズ海峡への艦船の派遣を求められました。高市総理は、自衛隊派遣も含め、まだ一切決めていないと答弁されましたが、日本時間の明日未明行われる予定の日米首脳会談でいかに提案されるのか、首相の機転を含め、外交センスを問われる異例の会議となりそうです。

日本経済も、ホルムズ海峡の封鎖により既に大きな影響が出ており、ガソリンはもとより石油や天然ガスに依存する全ての物価が高騰してきました。また、イラン軍が海峡に機雷を投入したことで、かなり長期化への兆しが見えてきました。

町でも、新たなつなぎ商品券の配布などを行う予定としていますが、物価高騰にどのような対

策が有効なのか、今後も検討してまいりたいと思います。

町内を眺めてみますと、季節が移り、春の香りが漂う美しい時節柄となりました。月末には、新酒まつりに多くの方が津奈木に来ていただけるのではと楽しみにしています。新たな令和8年度が、平和で争いのない希望の年となりますよう、切に祈念したいと思います。

国では現在、衆議院議員の定数削減が検討されています。本日、追加提案として発議し、議決されました津奈木町議会議員の定数を削減する条例改正についても、議長をはじめ議員の皆様、断腸の思いでの決断かとお察し致します。執行部も皆様の決断を重く受け止め、初心に返り、町政発展のため業務に邁進してまいります。

最後になりますが、議員皆様方におかれましては、御健康に留意され、引き続き町政発展のため御尽力いただき、御指導賜りますよう重ねてお願い申し上げ、御礼の言葉に代えさせていただきます。

長期間大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

○議長（柳迫 好則君） 閉会の御挨拶を申し上げます。

本日をもって、津奈木町議会3月定例会の全日程を終了し、ここに閉会を迎えることとなりました。

今定例会におきましては、令和8年度当初予算をはじめ、条例の制定・改正、各種補正予算など、町政運営にとって重要な議案について慎重かつ活発な審議が行われ、滞りなく議了することができました。これも議員各位の真摯な御議論、並びに町長はじめ執行部の皆様の御理解と御協力に対し、議長として心より感謝申し上げます。

さて、近年はエネルギー価格の食料品など、物価高騰がアメリカのイラン攻撃によりさらに長引く様相を見せております。住民生活や地域経済にも大きな影響が及んでおります。

本定例会で議決されました令和8年度当初予算においては、こうした状況を踏まえながら、町民の暮らしを守り、将来に向けた持続可能なまちづくりを進めるための様々な施策が盛り込まれております。

特に、子育て世代が安心して暮らすことのできる環境づくりや、若い世代の移住・定住の促進、さらには本町の基幹産業である農業の振興などは、今後の地域の活力を支える重要な取組であります。

また、本町が位置する地域においては、近隣自治体との連携も重要であり、水俣市をはじめとする水俣・芦北地域との広域的な連携を深めながら、地域全体の発展につなげていくことが求められております。

さらに、世界に目を向けますと、野球の世界大会であるワールドベースボールクラシックにおいて、準々決勝で負けてしまいましたが、日本代表の吉田選手や大谷選手、山本選手の活躍が大

きな話題となり、多くの人々に勇気や希望を与えております。スポーツが持つ力は、人々を元気づけ地域社会に活力をもたらすものであります。本町においても、地域のつながりを大切にしながら、誰もが誇りを持てるまちづくりを進めていくことが大切であると感じております。

議員各位におかれましては、今後とも町民の皆様の負託に応えるべく、それぞれの立場から町政発展のため一層御尽力賜りますようお願い申し上げます。また、執行部の皆様におかれましては、本定例会への議論や提言を十分踏まえ、町民福祉の向上と本町発展のため、着実な町政運営に取り組んでいただくことを期待するものであります。

結びに、町民の皆様の議会活動への御理解と御協力に感謝申し上げますとともに、本町のさらなる発展と皆様の御健勝、御多幸を心より祈念申し上げ、閉会の挨拶と致します。

以上をもちまして、津奈木町議会3月定例会を閉会致します。御苦勞さまでございました。

午前11時17分終了

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 柳迫 好則

署名議員 新立 啓介

署名議員 宮嶋 弘行